

第 6 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成25年10月25日

(平成24年度決算)

(土木部・企業局・病院局)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成25年10月25日(金曜日)

午前10時1分開議
午後0時4分休憩
午後0時59分開議
午後1時57分休憩
午後2時6分開議
午後3時19分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第26号 平成24年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第31号 平成24年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第32号 平成24年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第33号 平成24年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第38号 平成24年度熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 平成24年度熊本県病院事業会計決算の認定について
- 議案第44号 平成24年度熊本県電気事業会計中小水力発電開発改良積立金の目的外使用及び決算の認定について
- 議案第45号 平成24年度熊本県工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第46号 平成24年度熊本県有料駐車場事業会計利益の処分及び決算の認定について

出席委員(11人)

委員長 松田三郎

- 副委員長 森 浩 二
- 委員 前川 收
- 委員 小杉 直
- 委員 岩中 伸司
- 委員 氷室 雄一郎
- 委員 小早川 宗弘
- 委員 山口 ゆたか
- 委員 増永 慎一郎
- 委員 磯田 毅
- 委員 杉浦 康治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

- 部長 船原 幸信
- 政策審議監 佐藤 伸之
- 河川港湾局長兼
- 土木技術審議監 渡邊 茂
- 道路都市局長 猿渡 慶一
- 建築住宅局長 生田 博隆
- 監理課長 成富 守
- 用地対策課長 立川 優
- 土木技術管理課長 西田 浩
- 道路整備課長 手島 健司
- 首席審議員兼
- 道路保全課長 増田 厚
- 都市計画課長 平尾 昭人
- 下水環境課長 軸丸 英顕
- 河川課長 持田 浩
- 港湾課長 松永 信弘
- 砂防課長 古澤 章吾
- 建築課長 坂口 秀二
- 営繕課長 田邊 肇
- 住宅課長 平井 章

企業局

局長 河野 靖
 総括審議員兼次長兼

総務経営課長 古里 政 信

工務課長 福原 俊 明

発電総合管理所長 武田 裕 之

病院局

病院事業管理者 向井 康 彦

総院長 岩谷 典 学

首席審議員兼院長 濱元 純 一

総務経営課長 林田 浩 稔

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 伊藤 敏 明

会計課長 福島 裕

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 松見 辰 彦

局長 本田 惠 則

監査監 瀬戸 浩 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘 成

議事課課長補佐 浦田 光 典

議事課主幹 黒岩 雅 樹

午前10時1分開議

○松田三郎委員長 ただいまから第6回決算特別委員会を開会いたします。

今日は、午前土木部の審査を行い、その後、午後1時から企業局と病院局の審査を行うこととしております。

それでは、これより土木部の審査を行います。

まず執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は効率よく進めるために、まず最初一度立っていただきまして、どなたがどこで説明をなさっているかというのをこちらで把握したいと思いますので、一度立っていただきたいと思

の後は、説明は着座のままで簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、土木部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、船原土木部長。お願いいたします。

○船原土木部長 おはようございます。

平成24年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

各部局の共通事項としまして御指摘のありました「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や各課独自の工夫により着実な改善が図られつつあるが、歳入の確保及び公平性の観点から、さらに徹底した徴収に努めること。」についてでございます。

収入未済の解消につきましては、部内関係課による情報交換や徴収担当職員への研修会を実施し、未収金回収に係る対応の共有化を図っております。

また、個別未収金につきましては、早期に資産調査を行うなど債務者の状況を的確に把握し、必要に応じて差し押さえ、さらには法的措置等を実施するなど、収入未済の解消に取り組んでおります。

特に、昨年度行政処分を行った結果、未収金が増加しました海砂利採取法違反関連につきましては、分納計画書の徴収、さらに戸別訪問による催告と並行いたしまして財産調査を実施し、調査結果に基づき対応方針を策定し、徴収強化を図っております。

なお、海砂利違法採取関連の未収金を除きますと、前年度収入未済額に比べ不納欠損分により約1,975万円の減となっております。

今後も引き続き、未収金の解消にしっかり取り組んでまいります。

次に、「用地取得や関係機関との協議に不測の日数を要した等の理由により多数の事業繰り越しが発生しており、より効率的、計画的な事業執行を行い、可能な限り事業繰り越しが生じないように努めること。」についてでございます。

繰り越しの縮減に向けましては、各事業主管課及び出先機関長会議や文書により、計画的な用地取得や進行管理を徹底し、繰り越し縮減を図るため所要の措置をとるよう、部全体で取り組んでおります。

しかしながら、昨年の熊本広域大洪水や緊急経済対策に対応するための予算を確保したことにより、繰越額は約739億円と、昨年度に比べまして約443億円の増額となりました。このため、本年度におきましては全体事業の上半期発注の目標率を70%と定め、さらに徹底した進行管理を行っているところでございます。

特に繰越事業につきましては、9月末現在約87%発注を完了し、できる限り早期の完成に向け事業推進を図っていくこととしております。

次に、土木部関係で御指摘のありました「県内企業育成のためJVを活用して技術力、施工能力の向上を図ること。また、中小企業振興基本条例に基づき、中小企業の振興の観点から工法や資材などを検討し、できるだけ県内企業で施工できるように努め、あわせて下請工事の県内企業への発注について業界への指導を徹底すること。」についてでございます。

まず、県内企業育成のためのJVの活用につきましては、設計金額1億円以上3億円未満で県外業者に単体で発注をしておりましたPC橋上部工工事につきまして、平成25年3月までの県内業者とのJVとするよう運用拡大しておりましたが、これをさらに平成28年

3月まで延長することといたしました。

次に、県内企業で施工できる工法や資材などの検討につきましては、平成20年10月から県産資材の優先使用について、工事共通仕様書に明記するとともに、今年5月からは設計業務委託の特記仕様書の中に、設計段階において汎用性を考慮した工法検討を行うよう明記するなど、県内企業への発注に努めております。

また、下請工事の県内企業への発注に係る業界への指導につきましては、本年7月に熊本県建設産業連合会に対しまして文書により要請するほか、業界団体との意見交換等の場でも要請するなど徹底を図っているところでございます。この結果、県工事における県内業者の下請発注率は、金額ベースで対前年度比3.1%増の81.3%となっております。

次に、「県営住宅使用料の未収金について、さまざまな努力の結果、経済情勢が厳しさを増す中で相当の金額が減少しているが、無断退去者等に対しても徹底した所在調査などを行い、引き続き未収金解消に向けて対策の推進を図ること。」についてでございます。

無断退去者等の所在調査につきましては、無断退去等が判明次第、その都度、住民票や戸籍附票を市町村へ請求するとともに、連帯保証人や団地管理人等から情報を収集するなどの調査を徹底し、早期の所在地確認に努めているところでございます。

未収金対策としては、入居者に対しては夜間徴収、明け渡し訴訟や強制執行、即決和解などの法的措置の積極的な実施、生活保護受給者の生活扶助費家賃代理納付の活用等により、また退去者に対しては、訪問催告の頻度を増すことなどにより、これまで以上に徹底してその解消に努めてまいります。

続きまして、土木部の平成24年度決算の概要を決算特別委員会説明資料の1ページ、平成24年度歳入歳出決算総括表で御説明いたし

ます。

まず、歳入についてでございますが、一般会計、特別会計、合わせまして収入済み額が450億6,773万7,000円、不納欠損額1,643万5,000円及び収入未済額が4億7,191万7,000円となっております。

不納欠損額の主なものは、県営住宅使用料となっており、また収入未済額の主なものは海砂利超過採取過料等と県営住宅使用料となっております。

なお、予算現額と収入済み額との差は、主に翌年度への事業繰り越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして歳出についてでございますが、一般会計、特別会計、合わせまして支出済み額が902億6,258万2,000円、翌年度繰越額は739億5,168万2,000円、不用額28億3,432万円となっております。

翌年度繰越額の主な理由は、熊本広域大被害関連予算及び国の緊急経済対策予算を積極的に計上したこと、また、それ以外の通常事業につきましては、事業計画策定等に当たって地元住民や関係機関との調整に時間を要したこと、用地買収、補償家屋の移転に時間を要したことなどにより工期が不足し、やむを得ず平成25年度へ繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額の主な理由は、用地先行取得事業特別会計におきまして、他の国庫補助事業での執行が可能となったことによる執行残や事業実施後の執行残及び経費節減等でございます。

以上、平成24年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○松田三郎委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○成富監理課長 監理課長の成富です。よろしく申し上げます。

それでは、まず今年度定期監査における公表事項はございませんでした。

次に、決算の概要につきまして御説明いたします。

決算特別委員会説明資料2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。

2ページから3ページにかけての使用料及び手数料でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、3ページ最下段の国庫支出金、それに4ページから5ページの最上段の財産収入、さらに5ページの2段目の繰入金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、5ページ中段からの諸収入でございますが、収入未済額は70万5,000円、不納欠損額が29万6,000円となっております。これにつきましては、附属資料の167ページで御説明いたしますので、申し上げます。

まず、1番の項目の1段目、工事契約違約金でございますが、収入未済額69万2,000円となっております。これは、請負業者が倒産等により契約を解除した際の違約金で、代表者の死亡や行方不明のために収入未済になっているものでございます。

次に、2段目の雑入でございますが、収入未済額は1万3,000円となっております。これは、請負業者が倒産により契約を解除した際の前払金の出来高不足分を返納する際の利息相当分を請求したもので、工事契約違約金と同様に、代表者の行方不明のために収入未済になっているものでございます。

なお、不納欠損額29万6,000円につきましては、裁判所から破産手続廃止確定の通知を

受け、債権が消滅したために不納欠損処分をしたものです。

次に、168ページをお願いします。

未収金対策につきましては、4のとおり、現在、代表者所在不明等につきましては、引き続き所在確認調査や登記簿の確認等により法人の動向に注意するなど適切な債権処理により未収金の解消に努めております。

次に、再度、説明資料の7ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

土木総務費において1,028万2,000円の不用額を生じておりますが、これは主にCALS／EC事業の入札残と、東日本大震災復旧支援に伴う職員派遣により必要となる事務費の執行残及び昨年の熊本広域大水害のときに福井県等からの本県に派遣された職員の負担金の執行残でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

2段目の、建設業指導監督費におきまして1,184万8,000円の不用額が生じております。これは、建設業許可申請及び経営事項審査件数が少なかったことによるデータ入力業務委託料等の執行残及び建設業者合併支援事業費補助金の申請金額が少なかったことなどによる、補助金等の執行残でございます。

監理課の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○立川用地対策課長 用地対策課長の立川です。よろしくをお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はございません。

次に、用地対策課の決算の概要について御説明いたします。説明資料の9ページをお願いいたします。

一般会計の歳入につきまして、主なものを説明いたします。

1段目の使用料及び手数料でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございませ

ん。

次に、2段目の諸収入でございますが、下から2段目、行政代執行費で収入未済額936万7,000円となっております。

これにつきましては、附属資料の169ページをお願いいたします。

収入未済となっておりますのは、平成22年度に行った国の白川改修工事に係る行政代執行費用でございます。

1の平成24年度歳入決算の状況に記載のとおり、収入未済の理由といたしましては、納入義務者は年金生活者で支払い能力がなく、滞納処分可能な財産もないためでございます。

未収金対策といたしましては、最下段の4に記載のとおり、電話及び文書による催告並びに定期的な預貯金調査を実施しましたが、平成24年度の収入はできませんでした。

なお、平成25年度は1万5,000円余の差し押さえを行い未収金に充当しております。

また、この未収金に関しましては、起業者が国であるにもかかわらず、結果的に代執行庁である県が費用を負担し未収となっているものであり、このような不合理な状況を是正するため、去る7月に国に対し、県に負担が生じないよう制度改正の要望を行ったところです。

それでは、次に説明資料に戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

一般会計の歳出です。

土木総務費で、962万2,000円の不用額が生じております。これは備考欄のとおり、収用に係る鑑定料の執行残が570万円、事業認定等に係る執行残が392万2,000円でございます。

次に、12ページをお願いいたします。用地先行取得事業特別会計の歳入です。

国庫補助河川用地先行取得事業費で17億5,089万4,000円が未調定となっております。これは、熊本市工区の白川改修事業に係る用地

先行取得事業ですが、本年2月の補正予算により国庫補助事業が予算措置され執行が可能となったため、県債を借りる必要がなくなったものです。

13ページをお願いいたします。同じく、用地先行取得事業特別会計の歳出です。

ただいま歳入で説明しましたとおり、補正予算により国庫補助事業が予算措置され執行が可能となったため未執行とし、17億5,089万4,000円を不用額としたものです。

以上で用地対策課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課長の西田でございます。よろしくをお願いいたします。

まず、定期監査における公表事項はありません。

続きまして、決算について御説明いたします。説明資料の14ページをお願いいたします。

一般会計の歳入で、不納欠損額、収入未済額はありません。

1段目の財産収入として調定額、収入済み額が1,541万3,000円となっておりますが、これは県内建設技術者の技術力の向上を図るため、研修業務などの実施を目的として、熊本市南区域南町に熊本県建設技術センターが設置されておきまして、施設及び敷地は県が所有しておりますので、その貸付料収入でございます。

次の、15ページをお願いいたします。一般会計の歳出でございます。

土木総務費で、不用額454万7,000円を計上しております。これは、工事の進行管理や工事関係書類の納品を電子データで行うCL S / E C事業などの執行残でございます。

土木技術管理課は以上です。よろしくをお願いいたします。

○手島道路整備課長 道路整備課長の手島でございます。よろしく申し上げます。

まず、定期監査におきます公表事項についてはございません。

続きまして、説明資料に基づき決算について御説明申し上げます。

歳入につきましては、説明資料の16ページから18ページでございます。

歳入の内容は、分担金及び負担金、国庫支出金、諸収入、繰越金でございます。

主なものについて御説明いたします。16ページの表の4段目をお願いいたします。

土木費国庫補助金で、予算額に対し57億8,197万7,000円の減となっておりますのは、繰り越し及び事業費確定に伴うものでございます。

17ページの1段目でございますが、諸収入で予算額に対し3,928万7,000円の増となっております理由は、繰り越し及び事業費確定に伴い減額となった科目があるのに対し、18ページにおきまして歳入の過年度収入で開発指定事業高率補助精算金が、予算規模と収入済み額との比較で5,763万4,000円の増となっておりますことが主な理由でございます。

増収になりました原因といたしましては、平成23年度から社会資本整備総合交付金事業の一部が開発指定事業高率補助の対象となったことでございます。

同じく雑入の欄におきまして、不納欠損額が7,000円ございますが、これは後ほど附属資料にて説明いたします。

次に、歳出について御説明いたします。19ページでございます。

道路橋りょう総務費の不用額5,291万7,000円の主な理由といたしましては、事務費及び人件費の執行残並びに国直轄事業負担金の前年度との精算による執行残でございます。

道路新設改良費の不用額942万6,000円の主な理由は、地域道路改築費の受託事業の執行残及び同事業等の事務費の執行残によるもの

でございます。

次に、橋りょう維持費の不用額744万6,000円の理由は、単県橋りょう補修費の事務費の執行残によるものでございます。

続きまして、翌年度への繰越事業及び不納欠損に関しましては、附属資料で説明いたします。

翌年度への繰越事業につきましては、附属資料の1ページから48ページまで掲げておりますが、48ページをお願いいたします。

48ページの最下段になりますが、道路整備課計の繰り越し箇所は340カ所で、25年度への繰越額は112億5,882万5,000円でございます。

繰り越しの理由は、関係機関との調整など計画に関する諸条件の整備や用地交渉の難航及び工法の検討協議等に不測の日数を要したこと等により、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

次に、不納欠損についてでございます。附属資料の181ページをお願いいたします。

不納欠損額欄に7,000円とございますが、これは受注事業者の倒産により契約を解除した際の前払金の出来高不足額が返納されるまでの間の利息相当分でございます。平成23年度に発生した未収金でございますが、24年10月2日破産手続が終結し配当金が501円ありましたが、残りの県の債権は消滅したものと判断しましたので、不納欠損処分を行ったところです。

以上をもちまして、道路整備課の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○増田道路保全課長 道路保全課長の増田でございます。よろしく申し上げます。

まず、定期監査における公表事項がございます。

内容といたしましては、平成24年度に公用車による過失割合の高い人身事故が1件、公

務中に過失割合の高い物損事故が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じることとの指摘でございました。

当課におきましては、これまで交通安全研修会を毎年開催しており、そのほかにも班長会議等を通じ、所属職員に安全運転、交通法規順守等について周知、啓発を行ってきたところですが、昨年度発生した事故は職員の前方不注意や思い込みによるうっかりミスが原因でした。

このため、本年7月からは今までの取り組みに加え職員の体験談を発表する交通安全例会を毎月開催する新たな取り組みを行っております。今後とも、さらに交通安全の徹底に取り組んでまいります。

次に、決算につきまして説明資料に基づき説明します。

まず、歳入について説明します。資料の20ページをお願いします。

分担金及び負担金ですが、不納欠損、収入未済ともにありません。

5段目の道路施設保全改築費負担金ですが、これは熊本市と協定を結び、負担金を徴収して実施する事業で、工事の繰り越しに伴って負担金の徴収も翌年度へ全額繰り越したものです。

21ページをお願いします。

使用料及び手数料のうち、2段目の道路占用料は、調定額1億7,466万円余りに対して、1億7,349万円余りを収納しており、収納率で申しますと99%となっています。

この道路占用料については、不納欠損額は1万円余りと収入未済額が115万円余りございます。この解消につきましては、関係する各出先機関において所在不明者の追跡調査や自主納付の働きかけを強化するなど、今後とも収入確保に努めてまいります。

次に、下から3段目の国庫支出金は、予算

額に対して49億966万円の減となっていますが、これは22ページの1段目から5段目に記載のとおり、主に事業の繰り越しによるものです。

次に、22ページの6段目の財産収入ですが、最下段の土地売却収入及び23ページ1段目の不要物品売却収入は、道路の改良等によって生じた不要地の売却や、不要となった道路パトロール車等を売却して得た収入です。

今後とも引き続き積極的に処分を進めたいと考えています。

23ページの下から2段目、違約金及び延滞利息は、工事竣工遅延に伴う収入です。

次に、24ページをお願いします。

雑入については、収入未済額が849万円余りありますが、これは道路損傷行為による原因者負担金で、主に経営不振や行方不明により計画どおりの納付がなされなかったものです。この解消につきましては、所在不明者の追跡調査や預貯金調査等を行い、収入の確保に努めてまいります。

また、不納欠損額が20万円余り発生していますが、納入義務者である法人が倒産したことから、また個人については資産調査の結果、差し押さえ可能な財産が見当たらず、今後も資力回復の見込みがなかったことから、やむを得ず不納欠損処分の手続を行ったものです。

歳入につきましては、以上です。

引き続きまして、歳出について説明します。25ページをお願いします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額2,373万円余り、及び3段目の道路維持費の不用額1億2,757万円余りは、いずれも経費節減によるものです。

26ページをお願いします。

道路新設改良費の不用額145万円余りについても、経費節減によるものです。

歳出につきましては、以上です。

最後に繰り越しにつきましては、附属資料

で説明します。道路保全課関係は、49ページから88ページとなっています。

申しわけございませんが、表に記載ミスがございますので、訂正をお願いします。

表の最上段、項目欄の4列目と5列目ですけれども、それぞれ24年度執行額、25年度への繰り越しと書くべきところを、23、24ということで数字が間違っておりますので、済みませんけれども、訂正のほうをよろしくをお願いします。

○松田三郎委員長 もう1回、何ページの。

○増田道路保全課長 49からですけれども、ずらっとです。表の記載が間違っております。表の最上段の項目の欄ですけれども、4列目と5列目にそれぞれ、24年度執行額、25年度への繰り越しと書くべきところを、23、24ということで数字を間違えて記載しております。申しわけございません。

繰り越しにつきまして御説明します。88ページをお願いします。

道路保全課分の合計を、ここに記載しております。道路保全課全体では340カ所、93億2,026万円余りの繰り越しとなっています。うち6割が2月に予算化されました経済対策分となっております。

主な理由としましては、通常事業におきましては関係機関との調整や地元協議に時間を要したこと、及び現場施工条件の悪化等による工法協議に日数を要したためです。

経済対策分につきましては、時期的なことが原因で、大半が設計や工法の検討に時間を要したため、全て繰り越しております。いずれも、当初に想定できなかった事態が生じたため、やむを得ず繰り越したものです。

道路保全課は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○平尾都市計画課長 都市計画課長の平尾で

ございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、定期監査における公表事項はございません。

歳入関係でございますが、説明資料の27ページから32ページに記載しております。

内容につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入でございます。いずれも、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、29ページをお願いいたします。

1段目の国庫支出金の計でございますが、予算に対して69億3,849万8,000円の減となっておりますが、その主な要因は社会資本整備総合交付金事業及び地域自主戦略交付金事業の平成25年度への繰り越しのためでございます。

次に、財産収入につきましては30ページをお願いいたします。

3段目の緑の基金預金利子が278万1,000円の増となっておりますが、くまもと緑・景観協働機構の事業の財源であります緑の基金の運用益の増によるものでございます。

次に、繰入金につきましては、同じく30ページの一番下の段の、緑の基金繰入金が予算に対して670万5,000円の減となっておりますが、民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴う減によるものでございます。

次に、諸収入につきましては、32ページをお願いいたします。

開発指定事業高率補助精算金が659万8,000円の減となっております。これは、国の配分額減によるものでございます。

次に、歳出につきましては33ページから35ページに記載しております。

33ページをお願いいたします。

上から3段目、土木総務費の不用額218万円は、人件費の執行残でございます。

次の4段目、景観整備費の不用額1,174万6,000円は、主に緑化景観対策事業の事業費

確定及び事務費の経費削減に伴う執行残によるものでございます。

一番下の段の新幹線建設促進事業費の不用額3億90万2,000円は、主に九州新幹線建設事業負担金の減に伴う執行残でございます。

次の34ページをお願いいたします。

都市計画費は、都市計画総務費、土地区画整備費、街路事業費、都市公園費で構成されております。

2段目の都市計画総務費の不用額3,707万4,000円は、主に公園維持費の事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

次の35ページをお願いいたします。

街路事業費の不用額3,979万1,000円は、街路整備事業費の事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

次に、翌年度への繰越事業につきましては、別冊の附属資料の89ページから95ページに記載しております。

附属資料の94ページをお願いいたします。

明許繰越でございますが、最下段の都市計画課の繰越額計は、141億1,520万3,000円でございます。

繰り越しの主な理由は、関係機関との協議調整や基本計画の策定に不測の日数を要したことなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

次に、事故繰りにつきまして御説明申し上げます。95ページをお願いいたします。

1カ所、6,423万7,000円の事故繰りが生じております。

事故繰越の理由につきましては、工事の支障となります補償物件の移転に際し、相手方が移転工事を進めようとしたところ、移転先地が軟弱土であることが判明したことから、移転におくれが生じ、やむを得ず事故繰りとなったものでございます。

現在、移転工事は順調に進んでおりまし

て、年度内に土地の引き渡しを受ける予定で
ございます。

以上が都市計画課の平成24年度決算に関する
概要説明でございます。よろしくお願ひ申
上げます。

○軸丸下水環境課長 下水環境課長の軸丸で
ございます。どうぞよろしくお願ひいたしま
す。

まず、定期監査における公表事項はござい
ません。

次に、決算について御説明いたします。説
明資料の36ページをお開き願ひます。

36ページから38ページまでが一般会計の歳
入でございますが、不納欠損額、収入未済額
はございません。

36ページ2段目の国庫支出金につきまして
は、予算に対しまして2,023万6,000円の減と
なっております。これは主に、最下段の農産
漁村地域整備交付金と、37ページ最上段の地
域自主戦略交付金の繰り越しに伴うものでご
ざいます。

次に、38ページの雑入が予算に対しまして
889万7,000円の増となっておりますが、これ
は流域下水道事業特別会計から一般会計への
償還金でございます。

39ページから40ページが一般会計の歳出で
ございます。

39ページ2段目、公害規制費の不用額388
万4,000円は、主に生活排水対策推進事業の
事務費の執行残によるものでございます。

次の、40ページ最上段の土地改良費、4段
目の漁港建設管理費にそれぞれ922万5,000
円、1,040万円の繰り越しが生じております
が、これは後ほど附属資料で御説明させてい
ただきます。

次に、流域下水道事業特別会計について御
説明いたします。

41ページから44ページまでが、流域下水道
事業特別会計の歳入で、不納欠損額、収入未

済額はございません。

41ページ最上段の分担金及び負担金が予算
に対し2,345万2,000円の増となっております
のは、球磨川上流及び八代北部流域下水道に
おいて流入汚水量が見込みより多くなり、実
績精算により市町村からいただく維持管理負
担金がふえたためでございます。

また、42ページ1段目の国庫支出金が予算
に対して6億1,303万1,000円の減となってお
りますのは、流域下水道建設事業の繰り越し
に伴うものです。

43ページ3段目の繰越金が予算に対しまし
て7億4,339万1,000円の増となっております
のは、主に前年度からの繰越金でございます。

43ページ最下段の県債が予算に対しまして
1億6,720万円の減となっておりますが、こ
れは流域下水道建設事業の繰り越しに伴うも
のでございます。

45ページから46ページまでが歳出でござい
ます。

不用額は、3カ所の流域下水道での維持管
理費と建設に係る執行残によるものでござい
ます。

続きまして、繰り越しについて御説明をい
たします。附属資料の96ページをお願ひいた
します。

96ページから98ページまでが下水環境課に
おける繰越事業です。

一般会計につきましては、96ページ最下段
に記載のとおり、2カ所1,962万5,000円の繰
り越しがございます。

また、特別会計につきましては、98ページ
最下段に記載のとおり、8カ所で9億4,918
万4,000円の繰り越しがございます。

繰り越しの理由は、関係機関との調整等に
不測の日数を要したことなどであり、やむな
く繰り越したものでございます。

以上で下水環境課の説明を終わります。よ
ろしくお願ひいたします。

○持田河川課長 河川課の持田でございます。よろしくお願いたします。

まず初めに、定期監査における公表事項はございません。

それでは、お手元の説明資料に基づきまして、河川課の歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。47ページをお願いいたします。

歳入でございます。最上段が分担金及び負担金になります。これは、海岸事業に伴う市町村分担金、それから河川総合開発事業、いわゆるダム事業ですが、これに伴う利水者負担金でございます。いずれも、不納欠損額、収入未済額ともございません。

下から3段目は、使用料及び手数料でございます。

48ページにかけて、内訳になります。

恐れ入りますが、お手元の附属資料172ページもあわせてお願いいたします。

まず、収入未済額といたしまして、説明資料48ページ最上段の河川敷占用料で46万9,000円、2段目の土石採取料で318万9,000円、3段目の海岸占用料で16万8,000円が生じております。

河川敷占用料につきましては、申請者の死亡や生活困窮等によるもの、それから土石採取料及び海岸占用料につきましては、申請者の経営難によるものでございます。

また河川敷占用料で不納欠損として7,000円を計上しておりますが、こちらは附属資料の183ページをお願いいたします。

これは、納付義務者が行方不明で、時効完了によるものでございます。

河川敷の不法占用状況につきましては、附属資料の193ページに記載をしているところでございます。

これらの収入未済額につきましては、これまでも出先機関と連携しながら督促を行うなど解消に努めているところでございますが、

引き続き解消に向け努力をしております。

次に、48ページの下から4段目が国庫支出金でございます。

予算現額と収入済み額との比較が、126億1,266万1,000円の減となっております。これは48ページから50ページまでに、その内訳を示しておりますが、災害復旧事業や国庫補助事業等の繰り越しが主な理由でございます。

続きまして、50ページの上から2段目の財産収入は、廃川敷地の処分を行ったものでございますが、不納欠損額、収入未済額いずれもございません。

次に、その下段の諸収入で、収入未済額として3億2,785万1,000円が生じております。

内訳でございますが、お手元の附属資料の172ページに詳細を記しておりますので、あわせてお願いいたします。

まず、説明資料52ページ最上段の雑入で、収入未済額3億1,330万1,000円は、備考欄に記載しております海砂利超過採取に係る過料、それから海砂利不法採取に係る不当利得返還請求金でございます。

海砂利超過採取に係る過料と海砂利不法採取に係る不当利得返還請求金の2件は、平成22年度と平成24年度の海砂利不法採取事案への対応に起因するものでございます。

まず、平成22年度の事案は、ある業者が平成20年度に超過採取を行ったことに対しまして、過料処分それから不当利得返還請求を行ったものでございます。

次に、平成24年度の事案は、平成20年度から平成24年度までに超過採取を行った5業者に対して過料処分それから不当利得返還請求をこの3月に行ったものでございます。不当利得返還金等の額は、合計で3億2,390万9,000円余となりますが、一部は返納されているものの、ほとんどが納付をされていない状況でございます。

これまでの対応といたしまして、納期限到来後に督促状を発送しており、督促状の納期

限到来後、各業者を訪問いたしまして納付を催告するとともに、納付がない場合は強制執行を行わざるを得ないことを通告しております。また並行いたしまして、各業者の財産調査を実施しております。

今後の取り組みといたしましては、財産調査の結果等を踏まえ、各業者の資産状況、企業活動状況等に応じて事業者ごとに対応方針を策定いたしまして、個々の対応方針に基づき徴収を強化してまいりたいと考えております。

ただ、各事業者の経営状況は悪く全額徴収は厳しいものがありますが、全力で未収金対策に取り組んでまいります。

また、不納欠損額として3,000円を計上しております。附属資料の184ページをお願いいたします。

これは受注事業者の倒産により契約を解除した際の前払金の出来高不足額が返納されるまでの間の利息相当分でございます。

平成23年度末に発生した未収金ですが、平成25年3月6日に裁判所による破産手続が終結し、県への配当はございませんでしたので、県の債権は消滅したものと判断いたしまして、不納欠損処分を行ったものでございます。

続きまして、説明資料52ページの下から2段目の年度後返納の収入未済額1,455万円につきましては、工事前払金の返納金でございます。

本件は、請負業者の契約不履行によるものではなかったため保証会社の保証対象には該当せず、前払金の返納を業者に求めているものですが、経営悪化により返納されず未収金となっているものでございます。現在この法人が清算手続中ですので、その状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

説明資料の53ページをお願いいたします。

上から2段目の河川海岸総務費につきましては、2,894万7,000円の不用額を生じております。これは、主に人件費の不用額でございます。

続きまして、その下の河川改良費につきまして9,852万円の不用額を生じております。これは、主に河川等災害関連事業におきまして国の内示額が予算額を下回ったことと、各事業にかかわる事務費の執行残でございます。

続きまして、54ページ最上段の海岸保全費につきまして3,180万9,000円の不用額を生じております。これは、建設海岸における流木処理事業の設計変更に伴う執行残でございます。

2段目が水防費でございますが、6万1,000円の不用額は、これは執行残でございます。

続きまして、3段目の土木災害復旧費で5,047万1,000円の不用額を生じております。

内訳につきましては、その下の河川等補助災害復旧において1,879万8,000円の不用を計上しておりますが、これは市町村における平成24年発生災害復旧指導監督事務費の事業費確定によるものと、それから平成23年発生災害復旧費の事業費確定に伴うものでございます。

また、最下段の河川等単県災害復旧費の不用額3,167万3,000円につきましては、入札に伴う執行残となります。

続きまして、繰り越しについて御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料の99ページをお願いいたします。

この99ページから128ページまで河川課の繰越事業を記載しておりますが、128ページの最下段こちらに総計を記載しております。

河川課分の合計といたしまして890カ所237

億6,586万円が翌年度への繰り越しとなります。これにつきましては、地元や関係機関との調整、用地交渉等に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

以上で、河川課の説明は終わります。よろしくお願いたします。

○松永港湾課長 港湾課の松永です。よろしくお願いたします。

まず、定期監査における公表事項はありませんので、決算の概要について御説明いたします。

なお、港湾課は一般会計のほかに2つの特別会計がございます。

説明資料の55ページをごらん願います。

59ページまでが一般会計の歳入になります。分担金及び負担金については、不納欠損、収入未済はございません。

56ページをごらん願います。

上から5段目の使用料及び手数料のうち、港湾区域占用料で収入未済が8万3,000円ありますが、これは申請者の業績不振で未納となっているものです。

57ページをごらん願います。

最上段の国庫支出金については、不納欠損、収入未済はございません。予算現額に対する収入減は、繰り越しに伴うものです。

58ページをごらん願います。

上から4段目の財産収入については、不納欠損、収入未済はございません。

59ページをごらん願います。

上から2段目の諸収入については、不納欠損、収入未済はございません。最下段の開発指定事業高率補助精算金の予算現額に対する収入増は、過年度事業における国庫補助精算金の内示増によるものです。

次に、60ページをごらん願います。

61ページまでが、一般会計の歳出になります。上から2段目の港湾管理費における不

額362万2,000円は、入札残と人件費及び事務費の執行残です。次の段の港湾建設費の不用額1,399万円は、入札残及び事務費の執行残です。

61ページをごらん願います。

最上段の空港管理費の不用額1,281万円は、入札残及び事務費の執行残です。

次の段の港湾補助災害復旧費の不用額117万2,000円は、災害による漂着流木等の処理料の減少に伴います事業費及び事務費の執行残です。

62ページをごらん願います。

63ページまでが、港湾整備事業特別会計の歳入になります。最上段の使用料及び手数料について、地方港湾使用料と重要港湾使用料の収入未済が合わせて695万6,000円となっています。これらは、港湾施設使用者の業績不振によるものです。

なお、この収入未済額につきましては、9月末までに22万円余が収入済みとなっております。中段からの国庫支出金、財産収入、繰入金及び繰越金については、不納欠損、収入未済はありません。

63ページをごらん願います。

最上段の諸収入の雑入について、収入未済額2,043万7,000円がありますが、このうち1,920万4,000円については、倒産した施設使用者の建物にアスベストが使用されていたため、飛散の危険性があったことから、港湾管理者が行政代執行法に基づきまして建物撤去を平成20年度に行った費用です。残りの収入未済123万3,000円は、熊本港旅客ターミナル内レストランの電気及び水道代及び八代港における電気代ですが、これは事業者の業績不振によるものです。

最下段の県債については、不納欠損、収入未済はありません。

なお、一般会計と港湾整備事業特別会計の未収金対策につきましては、電話及び臨戸催告による早期納付及び分割納付を促すとも

に、財産がある者については差し押さえ等の法的措置の検討を行っているところです。

続きまして、64ページをごらん願います。

港湾整備事業特別会計の歳出となります。

施設管理費の不用額2,973万5,000円及び港湾整備費の不用額622万3,000円は、入札残等の執行残となります。

65ページをごらん願います。

66ページまでが、臨海工業用地造成事業特別会計の歳入になります。財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入とも、不納欠損、収入未済はございません。

次に、67ページをごらん願います。

臨海工業用地造成事業特別会計の歳出です。上から3段目の公債費の不用額1,000円は、起債の利子の償還に係る端数の残です。

以上で、一般会計、特別会計の歳入歳出に関する説明を終わります。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。

附属資料の129ページをごらん願います。

136ページまでが港湾課における繰越事業です。

これらは、繰り越し理由欄に記載しておりますとおり、関係機関との調整に不測の期間を要した等の理由により、一般会計と港湾整備事業特別会計合わせて44カ所の44億2,027万5,000円を次年度へ繰り越しいたしました。

なお繰越額のうち36億4,845万7,000円は、国の緊急経済対策に係る補正予算に対応したものでございます。

繰り越した44カ所のうち、9月末現在で19カ所が完了しております。その他の箇所につきましても、引き続き早期の完了に努めてまいります。

続いて、190ページをごらん願います。

県有財産の処分一覧表でございます。24年度における売却処分益は、百貫港要江地区で2件、河内港聖ヶ塔埋立地で1件、水俣港汐

見地区で3件の合計6件で、収入の合計額は6,880万2,280円となっております。

以上で、港湾課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○古澤砂防課長 砂防課長の古澤でございます。よろしくお願いたします。

まず、定期監査におきます公表事項はございません。

それでは、決算について御説明申し上げます。

委員会説明資料の68ページをお開きください。

歳入につきまして、資料の68ページから69ページまででございます。

68ページ1段目の分担金及び負担金につきましては、不納欠損額及び収入未済額ともございません。

その次に6段目の国庫支出金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともございません。また、予算額に対しまして52億219万5,000円の収入減となっておりますのは、平成25年度への繰り越しによる事業費減に伴う国庫支出金の減でございます。

次に、69ページの3段目、繰越金についても不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、4段目の諸収入でございますが、その1つ下の段の雑収につきまして不納欠損額が1万5,000円生じております。この不納欠損額につきまして、御説明申し上げます。申しわけございませんが、附属資料の85ページをお開きください。

これは、請負業者の倒産によりまして、平成22年度に契約を解除した際、既に支払い済みでございました前払金に対しまして。

○松田三郎委員長 ちょっとちょっと、何ページ。185

○古澤砂防課長 185でございます。

○松田三郎委員長 附属資料の185ページです。説明をどうぞ。

○古澤砂防課長 済みません。これは請負業者の倒産によりまして、平成22年度に契約を解除した際、既に支払い済みでございました前払金に対しまして、出来高不足の余剰金が生じました。

この余剰金につきましては、保証会社から支払われておりますけれども、余剰金に係ります利息分を収入未済として計上しております。

昨年、平成24年8月21日付で、この業者の破産手続が終了したため、不納欠損処分としたものでございます。

続きまして、また説明資料に戻っていただきまして、歳出について御説明申し上げます。

歳出につきましては、70ページをごらんください。

砂防費につきまして2,810万5,000円の不用額が生じております。この理由につきましては、主な理由といたしまして、入札に伴います執行残並びに事務費の執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し上げます。

申しわけございません、再度、附属資料をごらんいただきたいと思っております。137ページから162ページまででございます。ここに砂防課の明許繰越を記載しております。

162ページの最後の行に記載しておりますとおり、合計で172カ所で93億6,017万2,000円の繰越額が生じております。

この繰り越しの主な理由でございますが、境界確定や相続に伴います登記処理あるいは地元関係機関との調整並びに工法等の検討に不測の日数を要したということで、やむを得

ず次年度へ繰り越したものでございます。

いずれにしましても、発注済みもしくは発注手続の最中でありまして、年度内に完了の見込みでございます。

最後に事故繰りでございますけれども、事故繰りについてはございません。

以上で、砂防課の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○坂口建築課長 建築課長の坂口でございます。よろしくお願い致します。

まず、本年度の定期監査における公表事項はございません。

続きまして、決算につきまして御説明いたします。

まず、歳入でございますが、説明資料の71ページから73ページに記載をしております。

内容につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金及び諸収入でございます。いずれも不納欠損及び収入未済はございません。

主なものを御説明申し上げます。説明資料の71ページをお願いいたします。

3段目の土地開発行為許可申請手数料と、6段目の宅地建物取引業免許申請手数料につきましては、予算現額に対しましてそれぞれ230万7,000円と681万7,000円の増となっております。これは、それぞれの申請件数が見込みより多かつたためでございます。

また、4段目の建築確認申請手数料と、5段目の建築許可申請手数料につきましては、それぞれ844万円と265万6,000円の減となっております。これは、それぞれの申請件数が見込みより少なかったためでございます。

次に、72ページをお願いいたします。

3段目の国庫支出金につきましては、収入済み額が予算現額に対しまして5,194万8,000円の減となっておりますが、これは主に4段目の社会資本整備総合交付金の繰り越しに伴う減でございます。

次に、歳出につきまして御説明いたします。説明資料の74ページをお願いいたします。

上から3段目の、建築指導費における不用額1,467万円につきましては、当課所管の法令に基づきます確認検査事務等に要します費用における事務費の執行残でございます。

続きまして、繰り越しにつきまして御説明いたします。附属資料の163ページをお願いいたします。

まず、建築防災対策推進事業費につきましては、その上段が熊本市の事業が翌年度へ繰り越されたことに伴いまして、県の補助金145万8,000円を繰り越したものでございます。

下段が、耐震改修促進計画を変更するに当たりまして、上位計画でございます地域防災計画の地震・津波被害想定を反映させる必要がございまして、年度内完了が困難となったために932万4,000円を繰り越したものでございます。

また、民間建築物アスベスト緊急改修促進事業費につきましては、その上段が宇城市の事業が翌年度へ繰り越されたことに伴いまして、県の補助金36万8,000円を繰り越したものでございます。

下段が、アスベスト調査の基礎資料となります昭和45年以前の建築物の情報をデータ化するに当たりまして、データ化方法の検討に不測の日数を要したことから年度内完了が困難となったため、4,700万2,000円を繰り越したものでございます。

以上で、建築課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○田邊宮繕課長 宮繕課長の田邊でございます。よろしくお願ひします。

まず、本年度の定期監査における公表事項はございません。

続きまして、決算について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、説明資料の75ページをお願いいたします。

主なものは、繰越金が7,613万3,000円ございまして、不納欠損及び収入未済はございません。

次に、歳出について御説明いたします。説明資料の76ページをお願いいたします。

土木総務費の不用額1,498万5,000円につきましては、県有施設の改修等に係る工事請負費、設計管理委託費の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いたします。附属資料の164ページをお願いいたします。

県有施設保全改修費につきまして合計で2カ所、6,519万円の繰り越しがございまして。これらにつきましては、工事の施工に当たり関係機関との調整などに不測の日数を要したため、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。

以上で、宮繕課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○平井住宅課長 住宅課長の平井でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきます。資料の77ページをお願いいたします。

失礼いたしました。定期監査における公表事項はございません。

資料の77ページをお願いいたします。

まず、歳入関係でございます。3段目の県営住宅使用料ですが、調定額が22億388万8,000円に対しまして、収入済み額が20億9,990万6,000円で、収入未済額が8,809万8,000円となっております。

収入未済額が多い理由といたしましては、公営住宅は入居対象者を、住宅に困窮する低所得者といたしておりまして、昨今の厳しい経済状況による収入の低下により生活困窮等が加わったものと考えられることや、退去滞

納者分が未納金の51.4%を占めていることと
ございます。

なお、県営住宅使用料の未収金のうち、10
月7日までに2,431万1,000円が収入済みとな
っておりまして、同日時点での未収額は6,37
8万7,000円となっております。

不納欠損額につきましては、1,588万4,000
円でございますが、これは退去後の所在不明
や死亡などにより時効となったものでござい
ます。

なお、予算現額との比較で330万2,000円の
増となっておりますのは、督促等の強化によ
り収入済み額が見込みを上回ったためでござ
います。

同じく、4段目の県営住宅用地使用料です
が、これは県営住宅の駐車場使用料などでご
ざいます。

調定額が1億7,760万5,000円に対し、収入
済み額が1億7,285万2,000円で、収入未済額
が475万3,000円となっております。

この理由といたしましても、住宅使用料と
同様、入居者の生活困窮などによるものでご
ざいます。

収入未済の状況や対策につきましては、後
ほど別冊の附属資料で説明させていただきます。

なお、県営住宅用地使用料の未収金のう
ち、10月7日までに185万7,000円が収入済み
となっております、同日時点で未収額は28
9万6,000円となっております。

次に、最下段の長期優良住宅認定申請手数
料ですが、長期優良住宅の普及の促進に関す
る法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認
定業務に伴う手数料でございます。

予算現額と収入済み額との比較で91万4,00
0円の増となっておりますのは、当初見込み
よりも認定申請件数が多かったためござい
ます。

次に、78ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、予算現額と収

入済み額との比較が4億7,737万1,000円の減
となっておりますが、これは2段目の社会資
本整備総合交付金の繰り越し及び事業費確定
に伴う減及び5段目の地域の元気臨時交付金
の繰り越しに伴う減が主な理由となっております。

次に、最下段の財産収入の土地貸付料の収
入未済額が19万3,000円となっておりますの
は、県外在住の債務者が死亡したため、相続
人に対しまして催告をしておりますが、未納
付となっているものでございます。

この収入未済につきましても、後ほど附属
資料で御説明させていただきます。

次に、79ページ1段目をお願いいたしま
す。

土地売却収入で、予算現額と収入済み額の
比較が8,125万6,000円の増となっております
のは、河川拡張に伴う団地敷地の一部売却に
よるものでございます。

次に、下から3段目の県預金利子におきま
しては、予算現額と収入済み額の比較で75万
8,000円の減となっておりますのは、運用収
入の減に伴うものでございます。

次に、80ページ1段目をお願いいたしま
す。

住宅金融支援機構収入につきましては、同
機構からの業務委託の対象となる災害復旧建
築物等の工事審査がなかったため、収入がな
かったものでございます。

次に、2段目の雑入におきましては、予算
現額と収入済み額との比較が61万1,000円の
増となっておりますのは、強制執行予納金の
還付等の予算外分収入の受け入れによるもの
でございます。

次に、歳出につきましては81ページをお願
いいたします。

2段目の住宅管理費の不用額3,244万2,000
円につきましては、維持補修工事の入札残及
び経費節減に伴う執行残、即決和解の実施及
び高額所得明け渡し訴訟対象者の自主退去に

に伴い訴訟件数が見込みより少なくなったことによる事務費の執行残、また3段目の住宅建設費の不用額1,598万7,000円につきましては、住宅施策諸費の経費節減及び事業確定に伴う執行残、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業の事業費確定に伴う執行残などによるものでございます。

繰り越しにつきましては、附属資料の165ページと166ページをお願いいたします。

住宅課の繰越額計は、166ページの最下段5億5,469万円でございます。

繰り越しの主な理由といたしましては、外溝工事における転石等の埋設物の処理に不測の日数を要したことや、国の緊急経済対策に起因するもので、やむなく繰り越したものでございます。

収入未済につきましては、178ページをごらんいただきたいと思います。

この1をごらんください。これは、先ほど説明いたしました歳入に関する調べのうち、収入未済となっている収入を一覧にしたものでございます。

上段の県営住宅使用料、いわゆる家賃の収入未済が8,809万8,000円、次の県営住宅用地使用料、これは駐車場使用料及び行政財産目的外使用料でございますが、この収入未済額が475万3,000円、次の土地貸付料、これは普通財産である土地の貸付料で、その収入未済額が19万3,000円でございます。

表の2をごらんください。これは、収入未済の過去3年間の推移を示したものでございます。

県営住宅使用料につきましては年々減少しておりますが、県営住宅用地使用料につきましては若干の増加、また土地貸付料は過年度の滞納が解消されていない状況にございます。

次ページの、表3をごらんください。

これは収入未済につきましてその状況を整理したものでございますが、県営住宅使用料

につきましては法的措置までに至らず、分納納付中の方と法的措置を講じている方の2つを合わせまして831件、8,387万4,000円で、金額では95.2%を占めております。

県営住宅用地使用料につきましては、分割納付中の方が296件、308万3,000円となっております。

土地貸付料につきましては、督促しても支払いがない非協力的な事案が1件19万3,000円となっております。

表の4をごらんください。

これは、各未収金についての対策を記載しております。

まず、県営住宅使用料につきまして入居者への対策といたしましては、これまでも督促状の発行や徴収嘱託員による臨戸訪問徴収などの対策を行ってまいりましたが、平成22年度からの取り組みといたしまして、4番目の3カ月以上の滞納者への催告や連帯保証人への通知、5番目の6カ月以上または10万円以上の滞納者への催告や連帯保証人への支払い請求、また8番目の生活保護世帯における代理納付の実施につきましても、熊本市内の団地及び菊陽町の武蔵ヶ丘団地で実施いたしております。

退去者への対策といたしましては、所在不明者の住民票等による所在調査や徴収嘱託員による名義人や連帯保証人への訪問、電話催告及び徴収などを行っております。

県営住宅用地使用料につきましても、同様の対策を行っております。

土地貸付料でございますが、相続人の所在調査を行い、現在、催告を行ったところでございます。

今後とも、未収金対策といたしましては短期滞納者への早期の納入指導、代理納付の促進等による滞納額の抑制や、支払いに応じない悪質な長期滞納者に対する法的措置の実施、無断退去者等の早期発見などに引き続き取り組みまして、未収金の回収に努めてまい

ります。

以上で、住宅の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○松田三郎委員長 以上で、土木部の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○小杉直委員 土木部長に2点と、松永港湾課長に1点と、立川用地対策課長に1点。

土木部長に、概要説明の2ページ、真ん中のほうに上半期発注の目標率を70%と定めというふうに説明してあるわけですが、その結果はどうかということが1点と、それから最後のほうに設計金額1億円以上3億円未満で、県外業者に単体で発注しておりましたが、その後云々と、PC橋上部工工事につきましては、ずうっとこれをさらに平成28年3月まで延長することといたしましたということですが、2点目は、実際はJVで発注されておったかどうかということ、まず土木部長に2点をちょっとお尋ねしましょうか。

○西田土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

1点目の発注率の件については、私のほうからお答えいたします。

目標が、繰り越しとそれから本年度、当年度分を含めて70%と設定しておりましたが、上半期9月末の実績で67.8%ということで、ほぼ目標は達成したというふうに考えております。

以上です。

○成富監理課長 JVの1億から3億の話ですけれども、実際、昨年度1件発注しております。県外と県内です、PCでという状況でございます。

○小杉直委員 成富さん、それはJVで発注したという意味、県外と県内のJVで発注したという意味ですか。

○成富監理課長 そのとおりでございます。

○小杉直委員 次に港湾課長。61ページ、空港管理費で事業の概要の中で天草空港防災拠点調査事業に700万円使うてあるたいですね。この中身は大体どういう概要ですか。

○松永港湾課長 これはですね、一昨年ですか、自衛隊と合わせて合同訓練をいたしまして、その訓練の結果で、天草空港のエプロン、ターミナルビルの前のエプロンがちょっと、自衛隊が使用するヘリコプターの、そこを利用するにはちょっと舗装厚が足りないというような御指摘を受けて、それを踏まえて、それではどの程度の舗装厚が必要なのか、あとエプロンの広さもどの程度必要なのか、そういった天草空港の防災拠点に関する調査委託費を計上したものです。

○小杉直委員 今の自衛隊のヘリコプターは大型のチヌークというものが該当するとだろうと思うとですたいな。この700万円余を使うてありますが、これで調査事業としては終わっているんですかね。

○松永港湾課長 はい、おおむね終わっておりますので、来年度以降また実際工事に順次入っていく予定にしております。

○小杉直委員 25年度以降のことについては、また別個に関係者に聞きますが、3点目は立川さん、9ページ下から2段目、行政代執行費で納入義務者が年金生活者で支払い能力がなく滞納処分可能財産もないため、930万円余収入未済額になっておるとですが、これ大体どげんしゃ中身ですか。

○立川用地対策課長 これにつきましては、平成22年度に国が、国の白川改修事業に係る行政代執行費用でございまして、まず、ちょっと時系列で申し上げますと、平成20年7月に熊本県収用委員会で裁決を行いました。国は起業者といたしまして、その翌年、1年後の平成21年7月までに保証金を全額支払わないと収用裁決の効果がなくなりますために、20年9月に全額の保証金を支払われました。

ところが、平成21年7月31日のその明け渡し期限を過ぎましても、その移転義務者が移転をされなかったために、22年5月に県知事に対しまして、起業者である国から行政代執行の請求があったわけです。

で、代執行庁であります県といたしましては、同じ年の22年12月に代執行を行いました。ここは白川の大甲橋際のビルであったわけでございますけれども、そこを県が代執行を行ったということです。これは土地収用法に基づきまして、代執行に係る経費につきましては、その移転義務者に請求することとなっております。それが最初は1,200万円ほどあったわけでございますけれども、県のほうで一部23年度におきまして、約280万円ほど差し押さえを行って、その分については収納いたしたところでございます。

それで、今に至っているということでございます。

○小杉直委員 白川改修の大甲橋のところのこれは該当場所ということですか。

はい、わかりました。結構です。

○松田三郎委員長 ほかに。

○前川収委員 予算全体の中で相当の繰り越しがあってございまして、附属資料を全部見ると大変だからところどころしか見えないんですけど、これは各部に私はずっと話している

んですけれども、今回これだけ繰り越しが出てきているのは、多分去年の24年度で緊急経済対策の補正予算が組まれたということで、これは多分2月に国の予算が通ったわけですから24年度予算として計上されていて、現実に現場が動くのは25年度ということになってたんで、これはもう当然繰り越すしかないというんですかね、24年度中に全部執行できるはずがない予算が相当額あったということは、よく承知しております。

ただ、その中に、説明書の中に経済対策分を工事着手時期について関係機関との協議に不測の日数を要したため書いてあるけど、これは不測の日数じゃないでしょう。そもそも、これは出せるはずがないやつだから、私は皆さんを責めている意味じゃなくて、こういう繰り越しは必要な繰り越しだと思っているんですね。つまり、当然繰り越すべきものであって、戦略的に繰り越していいと思つてまして、繰り越しがだめなら補正予算に取り組むなという話になってしまうわけですから、結論から言えば。そういうことは誰も言ってなくて、補正予算どんどん取り組んでほしいと思つてますんで、不測の日数じゃなくて戦略の日数じゃなく——まあ何でもいいです、言い方はね、そこは分けたほうがいいと思つてます。経済対策分というのは不測の日数じゃなくて、2月に出て3月中に全部執行するなんということはどうもできない話ですし、国もできないことはわかってやってるわけで、繰り越すというのは当然の話だと思つてますから、そこは遠慮なしに繰り越していい繰り越しと——いい繰り越しというのは意味がわからぬですが、計画的繰り越しというんですかね、表現はいろいろあるかもしれませんが、そこはぜひどんどんやってもらいたいと思います。恐らく今の国の状況を見ると、ことしも年が明けたら補正予算が国会で予算審議されて、通るのが2月とか3月ですかね、1月中に通ればいいいんでしょう。い

ずれにしても繰り越しせざるを得ない状況が生まれると思っています。これは近年の傾向的に見れば、本来当初予算で組むべき予算が全部補正に回されているという国のプライマリーバランスの影響だと私は見てますけれども、そういう実態があるわけですね。そういうことであるならば、当初予算と同じような考え方で、昔14カ月予算とか15カ月予算とかという表現をしながら、来年度やるのが当たり前という前提の中で補正に取り組み、そのことを繰り越しているわけですから、ちょっとわかりやすくですね。余り不測の事態なんて言うと、不測の事態というのが計画性がなかったのかと言われてますけれども、これは計画性を持った繰り越しだったはずでありますから、そこはきちっと書いていくべきだ。全部の部署に私は言ってますけれども、そのような形で堂々と取り組んだほうがいいというふうに思ってます。

ただし、この繰り越しの中にちょっと目立つのが、用地交渉の難航というんですかね、による繰り越しというもの、これはやっぱり経済対策とは別な話でありまして、用地交渉とか設計とかそういったものについては、これはまた別な観点で考えていかなければいけないし、それは計画性を持ってやっぱりきちっとやってもらいたい。

そういった中で、とりわけ用地の問題は、今皆さん大変な思いで頑張っているというふうには思いますけれども、特に去年のあの災害があった後ですから、相当部分御苦労なさっていらっしゃるだろうというふうに思いますが、どうも近年ずっと何年も、建設投資予算というのはだんだんだんだんこう減ってきて、昔は用地を先行取得してストックしていく事業なんかを特会で持っていた時期もあったですね、県でもたしか。その特会も多分なくなっているでしょう、今。用地で先に買った特会をですね。そういうことで、用地が手薄になっているという感じが

たしておまして、それは基本的にマンパワー不足というものがあるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。だから2つですね。繰り越しの表現の仕方についてと、用地について、2つお願いします。

○松田三郎委員長 では、最初のほうについて。

○船原土木部長 まず、繰り越しに対する考え方がいいですかスタンスのようなところなんですけど、委員御指摘の計画的な繰り越しということにつきましては、平成21年度また昨年度もそうでしたが、チーム熊本ということで取り組んでいただいたおかげで、多くの予算が確保できたところでございます。事業の進捗に大いに寄与し、感謝をしているところでございます。

今年度も国の補正予算が組まれる予定というふうに聞いておりますので、予算確保に向けて今アイデア出しなどの作業を行っているところでありまして、今後も積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御支援をいただきたいというふうに思います。

また、通常分の繰り越しにつきましては、計画的な事業執行、進行管理を行いまして、繰り越しが少なくなるよう引き続き真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、今年度、本県においては国の緊急経済対策分に加えまして、災害分もございません。現場では、人手不足が生じているなどの声もあります。改めて各振興局には、工事の進捗状況を的確に把握をいたしまして、やむを得ないものについては繰り越し手続等の措置を適切にとるよう指示をしているところでございます。いずれにしましても、積極的な予算の確保とともに適切な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松田三郎委員長 では、2点目につきまして、立川課長をお願いします。

○立川用地対策課長 今、用地のことについてお尋ねがありました。

委員おっしゃいますとおり、平成24年度に私ども用地補償費で買いました金額は約41億円になってまして、ことし25年度は、先ほど部長も申しましたように、災害とか経済対策等ございましたので、約2.9倍の118億円程度を今予定しているところでございます。

委員おっしゃいますように、マンパワーが不足しているのではないかと、あるいは用地のストックがないのではないかとというような御指摘がございました。

まず、用地のマンパワーについてでございますけれども、用地職員を昨年比で13人ふやしているところではございますけれども、やはりそれだけでもなかなか消化というのが難しゅうございますので、本年の9月、つい最近でございますけれども、前々からちょっと検討はしておったんですけれども、用地の難航案件というのがいろいろございます。虫食いの残っているところがございます。

どういう案件かといいますと、相続が多数残っているところがございますとか、あるいは地図が混乱、字図が混乱していると。そこは非常に、相続人が100人おれば100個判こをもらわなきゃいかぬというようなことで、100倍の力が要るわけでございます。そういった案件につきましては、公共嘱託司法書士協会でありますとか公共嘱託土地家屋調査士協会でございますとか、そういったところに、いわゆる専門的な手続を要するものについては、委託ができるような道を開きまして、それに着手をしております。今、本庁サイドで各県下27案件セレクトいたしまして、そこを買えば工事をできるとかいうことで取り組

んでおります。

その裏返しといいますか、そういった用地を、ストックというお話がございましたので、そういったその虫食いなどをやっつけることによって、一定の工事区間を確保したいというようなことも、あわせて今やっているところなんです。

○前川収委員 まず部長のお話ですけれども、大変一生懸命取り組んでいただくことは、県民のニーズに応えるという前提では、限られた予算を有効に使うという意味においては非常に補正に積極的に取り組む熊本県の姿勢については高く評価をしているところであります。

ただ、この表現ですね。不測の日数を要したというのは、もう書く必要ないんじゃないかと思うんですね。そもそもわかっているのに、経済対策分は繰り越さざるを得ないことがわかった上でやっているわけですから、不測の日数を要しましたというのは、皆さん方が「ごめんなさい」と言っているような雰囲気にとられてしまうので、多分ここ数年こういう事態が続くわけです、続いてきたわけですから、これは皆さん側の繰り越しの理由ですから、理由について不測の日数というのは、余り不測じゃなかったはずですから、表現は変えていただいてもいいんじゃないかなと。こう書かなければならないと誰かが指定しているわけじゃないと思いますけれども、そこはそうしていただいたらいかかと思えます。

それともう1つ。用地は今は、もちろん災害分はまた大変なものとしてどんと出てきたんですけど、経済対策分というのは結構緊急でやるわけですから、用地ストックがないとなかなか手を挙げられないというのが現状で、たとえ来年工事するにしても、今から用地というのはなかなか手を挙げにくいと思っておりますが、今からの流れから見れば、本来さ

つき言ったとおり当初で組むべきだというのはみんなわかってますけれども、なかなか公共投資予算を当初予算で組みにくい環境というんですかね、財政環境というのが国にあって、どうしても補正に回さざるを得ないということになると、ある程度用地ストックをしていくべきだと思っているんですね。たしか昔は用地を取得していくための特別会計をつくって、熊本県で用地をずっと取得して持ってた時期があって、いつの時期かその特会がなくなったというふうに私は記憶しておりますけれども、それは間違っているかもしれませんが、そのところをもう1回、今は手いっぱい無理かもしれませんが、ぜひそういう考え方を持って、かなり先行的に取得をやっとけば補正はもっと有効に使えるということにもなりますので、ぜひそういうことを考えてもらいたいというふうに思います。

それから外注については、言おうと思ってたんですけども、用地の外注。外注ちゅうんですかね、外部委託ですね。今おっしゃった土地家屋調査士協会とか司法書士協会皆さん方、ぜひ積極的に活用をいただいでですね。そういう公的な部分だけじゃなくても、それを不動産の専門家の皆さん方は民間にもたくさんいらっしゃるって、県庁のノウハウと変わらないぐらいの——用地取得のほうはもっと上かもしれませんね、そういうものを持っていらっしゃる民間もあると思いますので、ぜひその幅を広げて御活用いただければというふうに思います。

では、繰り越し理由の表現については、どうお考えですか。それと特会について質問します。

○佐藤政策審議監 この繰り越し理由の表現でございますけれども、これは不測の日数、いろいろ書き方の作法といいますか、我々も本音で申し上げますと余り書きたくないんで

すが、そういうことで書かせていただいております。ただ、ささやかながら我々としても、ことは少し表現に工夫いたしております、備考欄の例えば1ページの最下段でございますが……

○前川収委員 1ページの……

○佐藤政策審議監 繰越事業の附属資料の1ページの最下段のこの266号の事業のこの繰越事業の欄でございますが、一番最後に括弧書きで緊急経済対策と書かせていただいております。緊急経済対策に関連するのは全部このように括弧書きで書かせていただいております。暗にこれはやむを得ないというお叱りを受けますけれども、そういうことであるということを示したところでございます。表現がもう少しいい表現があるようであれば少し検討させていただきたいと思いますが、気持ちとしては前川委員おっしゃった気持ちを踏まえて記載しているつもりでございます。

○立川用地対策課長 今、前川委員おっしゃいました特会の件でございますけれども、今、委員おっしゃっておられますのは、きょうの資料にも出ておりました用地先行取得特別会計かと思われまして、これにつきましては、きょう、まだ特別会計は存続しております、ただ1点、土地開発公社が持っておりました土地開発基金につきましては既に廃止しておりますので、いわゆる先買いというのはございませんが、特別会計についてはございます。

今回、白川のときのように緊急を要する場合に、これを使ってといいますか発動して買おうとしていたところですが、先ほど御説明しましたように国の補助事業これが措置されましたので、こちらのほうは使わなかったという説明になっております。

それで、この用地先行取得、特会を使って先買いをしたかどうかというような趣旨の御意見だったかと思えますけれども、基本的に用先特会につきましては借金で用地を買うということになります。そうしますと、通常の現年で買いますと全然、金利も何も要らずに買うということで、これは用先特会それから土地開発基金のときもそうですけれども、地価が右肩上がりになっているときに早く買って、まあ安いときに買っておこうというようなことでやっておりましたものですから、なかなか今この用先特会で借金をして金利を払って土地を今、まだ今のところその土地も一部下げどまったところがございますけれども、県下全体で見れば、まだ下落しておる中で、用先特会を使って大々的と言うと、ちょっと今県庁の中で理解がとれぬのかなという思いもありますものですから、今のところその要求はしてございませんけれども、先ほど先生おっしゃいました、今のところ災害と、現実に災害と経済対策繰り越した分、非常に大きく抱えていますものですから、その消化でいっぱいなものですから、なかなか経済対策、今後の経済対策等を見込んでの用地先行取得というのは今ちょっとなかなか難しいところではございますけれども、私ども今与えられた人手なり、それから先生もおっしゃいました民間活用ということも言われました。そういったので、国のほうも積極的に民間を活用して用地を取得しなさいというようなことを、これは震災のところもそうなんですけれども、今いろいろ言ってきておりますので、本県もそれに負けずに買っていきたいと思っておりますのでございます。

民間につきましては、用地補償の説明といいますか支援といいますか、そういったことを国ではやっております。他県でも民間のその不動産の知識を持った方ということで委員おっしゃいましたけれども、一応補助業務的なところで、やっぱり最終的に幾らですよ、

幾らで売ってくださいという、その一番コアな部分といいますか、そこはやはり国の職員なりその自治体の職員がやっております。

それで他県ちょっと見てみますと、まだ数県、国と同じように民間を引き連れて交渉に行くというところのごくわずかになっておまして、そういったところも私どもも研究しながら用地取得の確保に向けて邁進したいと思っております。

○前川収委員 まあ、ここは作法があるなら作法は変えた方がいいんじゃないですか。

用地は本当御苦労いただいております、今は多分それはほかのことを考えるいとまはない、先行取得といういとまはないというふうに思いますが、災害分が片づいていけば、将来的には予算の執行のあり方がです、当初予算じゃないで補正ばかりでいくような状況があると、用地でふん詰まってしまうということになるんで、なるだけ先行して買えるように、考え方をですね、事業になっても買えるという、さっき言った特会の使用とか、土地もそろそろ底でしょうという感じがしているんですけども、土地の値段もそろそろということがあると思いますので、そういうこともぜひ検討はしてください。

それと、民間活用についてもぜひ検討していったほうがいいと思います。よろしく願います。これは要望です。

○松田三郎委員長 私からもちょっと関連しまして、今の御説明の中で、ただ熊本県の場合は司法書士あるいは土地家屋調査士、こういう方に委託をしたという、制度を活用したという例はないわけですか。検討中ということですか。

○立川用地対策課長 例といいますか、これからといいますか、それをできるように9月

からしまして今、私先ほど御説明しましたように県下で27案件、難しい案件です。そこをピックアップしておりますので、そこに今、委員長おっしゃった司法書士協会等を活用して取り組みますということでございます。

○松田三郎委員長 それでも、さっきおっしゃったように、他県の例に、法令上は公務員がすべき最終段階といいますか、交渉の幾らですよというのは、そのところまでは委託はできない仕組みになっているんですかね。

○立川用地対策課長 できないといいますか、弁護士法というのがございまして、そこでちょっと、そこにさわるんじゃないかというようなことがございまして、今現状を申しますと、その国もそれから一部の県、1～2県なんですけれども、私どもの知っている限りですね、そこがやっておりますのは用地交渉の支援業務という形で、例えば建物とかのその積算の根拠とかあるいは土地代のいわゆる基準の根拠でありますとか、そういったことを専門家がついていって説明するというような例はございますけれども、幾らですから売ってくださいという、判この現場といいますか調印を丸ごと民間というのは私どもまだ聞いておりませんし、ないと思います。

○岩中伸司委員 今、前川委員から出された不測の日数を要したということの言い方がずっとされているんですが、私はずっと最近思っているんですけど、ほとんどこの補正予算というのをどんどんやって、現場というか県や自治体は非常にその対応に困っているんじゃないかというのがいつも最近は思うんですけども、だから、これは今不測の日数を要したという適当な名称がないかわりに、この国の緊急経済対策という括弧書きがしてあるということですけども、私は国の対応のおくれとか国の対応のお粗末さという表現ば何か

1つ入れたら。何か、そこら辺が一番わかりやすい。本当に当初予算の中で、やっぱりこの1年ちゃんとやっていこうということでこういう決算委員会を持つというのが、普通はやっぱり当たり前と思うんですね。ところが今、国のやり方自体がそれじゃないようになったもので、県はやっぱりそれに振り回されて、実際仕事をするとところは大変だなと、こんな思いなんですね。ですから通常の、まあ当たり前の決算の特別委員会の審議ができてくような、そんな感じを受けて仕方がないんですね。ですから、名称は国の責任ときゃ書かんですか。そんな思いをちょっと1つは感じました。

それは答えはやりにくいでしょうから、私の思いだけを言っておきます。

それともう1つですね。いいですか。

収入未済額の項目をいろんなところで今報告を受けたんですが、やっぱり事業の倒産とか、まあ県営住宅は特に生活困窮というふうなことが話があったんですが、事業の倒産というのが結構多いようなんですが、話に聞くと熊本県の場合は特に建設業の場合は他県に比べてかなり企業数も多いというふうなことを聞いてますが、この企業の倒産というのは、この1年間の中でも結構これに該当する部分というのは、どれくらいあったんですかね。わかりますか。

○成富監理課長 この24年度に、実際きょう上がっている決算の分については多分ないと思います。これ過去の分の取れなかった分でございますので。

ちょっと話を拡大させていただきますと、建設業者の倒産は確かに多いと言われております。実際、業者数は多いです。多いというか、適正かどうかというのはいろいろ議論があるところでございますけれども、実際、県に指名願を出している業者の倒産というのは、実際そう多くはありません。大体、熊本

県の全産業のうち大体、倒産業者の30%ぐらいが大体建設業と言われてはいますが、そのうち実際県の公共工事をやる業者は大体10%ぐらいになっています。

ということは、やっぱり県の公共事業を受ける業者は、ちゃんと経営事項審査とか何とかありますので、ある程度経営状況は見ていますんで、その倒産というのはそんな数は多くない。過去には、やっぱり受注不振とか放漫経営とかいうことで倒産して、こういう事態が生じているような状況もあります。そういうのが実態でございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 県の入札に参加をしたり、関連の請負業者というのは、ある程度経営状態も把握されているということで、特にそういう心配は要らぬよということでもいいですかね。

○成富監理課長 心配は要らないことは――過去に生じていますので、要らないことはないんですけども、きちんと見ていきたいと思っています。

○氷室雄一郎委員 概略、部長の説明資料があります4ページの土木で収入未済額が4億7,000万円と、その中で収入未済額の主なものというのは2つ上げてございますけど、この砂利の問題いろんな委員会でも論議がありましたけど、わざわざ部長が、この1ページの中に財産調査を行うという、この財産調査も、そんな財産を調査するようなところがあるんですか。それが1点です。

○持田河川課長 今のは、河川課のほうから担当していますので、お答えさせていただきます。

一応、処分を科しまして、その納期限がきて、それでもやはり経営が苦しいとかそうい

うことで、一部納付はありますが全額納付というところまではとてもとても至ってないという状況です。

そういうことで、督促等を出してその納入等を働きかけておるんですけども、それでもこない。その次の手段として、やはり強制徴収もあり得るよというようなことも各事業者の方にはお伝えをしているところなんですけども、その前提としてどのような財産を今保有されているのかという財産調査をやるということが必要ですので、最終的な手段として強制徴収、それに至るまでにそういった財産調査が必要ということなので、その結果は今出ておりますが、ほとんど海砂利のそういった業務を今できないような形になっておりますので、これといった財産は各業者の方々ともないというのが状況ですが、財産調査をやるという意味合いは、最終的にそういった強制徴収をやるというのに必要ということで、そういった調査をやったということでございます。

○氷室雄一郎委員 それはもうないということであれば、じゃ次は強制的にやるということですけども、やったとしても何も得るものがなければどうなんですか、その辺。

○持田河川課長 強制徴収というのは最終的な手段なんですけど、これは法人に過料とかそういうものを科しておりますので、また経営者個人の資産とか、そういうのから法的には取れないんですけども、そういった納入を働きかけていくとか、あと中には他県でそういった業をやられているとか、ほかの業種で収入があるとか、そういったこともその調査の結果わかっておりますので、例えば今からは一括納入を求めいくというのが県の姿勢なんですけども、分納をですね、何年かに分けてきちんと分納していただく、そういう計画あたりも立てていただいて県のほうに出し

てくださいというような、そういう働きかけをまずはやっていきたいと、そういうふうに考えています。

○氷室雄一郎委員 ほかの業種には手を出しておられるんですか。

○持田河川課長 砂利採取以外に法人としても、副業というとなんなんですが、ほかの例えば運送業とかそういった業をやられているというところもございますので、そういうところは一定の収入がございます。ですから、それに対してそれを原資にということか、それを原資にして、一括は無理ですけども分納計画というのを立ててくださいということをお求めているというところでございます。

○氷室雄一郎委員 その方向性はわからぬです。現実の問題としてどうなんだということをお尋ねしたわけです。非常に難しい問題だと思います。委員会でもいろいろお話があったと思いますが、その辺の部長が説明をされましたので、部長に答弁を求めたいと思います。

○松田三郎委員長 ちょっと待って。どの部分をですか。どういう……。

○氷室雄一郎委員 これからの見通しも含めて、こういう取り組みをやっていくということですので。

○船原土木部長 ただいま河川課長が説明しましたように、各違法採取した企業はほとんどが、委員御指摘のように体力がないというのは、我々も調査の結果わかっておりますが、それでも資産がないから払ってくださいというのをやめるというわけにはいきませんので、年月はかかるかもしれませんが、しっかり納入を催告していくということで

ございます。

○前川収委員 関連で。

○松田三郎委員長 はい、どうぞ。

○前川収委員 今部長がおっしゃったとおり、これは安易に欠損処理なされるべきものではないと思っています。そもそも法律に違反して生まれてきた違約金でしょうから、それが何年かたって取れぬけんといって、すぐ不納欠損だというのは、ちょっと私はほかの住宅の滞納とかそれとはちょっと意味が違うというふうに思いますので、しっかり頑張ってください。

○氷室雄一郎委員 委員長もう1点いいですか。

○松田三郎委員長 はい、どうぞ。

○氷室雄一郎委員 あと、その収入未済額の部分で県営住宅の使用料、データを見ますとかなり頑張っておられる状況が、経済的には大変な中でさまざまな問題も含めながら担当部署でしっかり頑張っておられるんですけども、これから高齢化も進んでまいりまして、なかなか経済状況も好転すればいいわけですけども、非常に難しい問題があると思うんですけども、ちょっと私はそこだけの資料ではわかりにくいものですから、後で、九州だけでもいいですけども、全県のちょっと県営住宅の使用料の状況といいますか、徴収の状況が今わかればちょっと言っていたきたいんですけど。熊本だけ頑張っておられるのか、あるいはもっと頑張らないかぬ部分もあるのかということ。わからなければ、後でも結構でございます。

○平井住宅課長 資料としましては、後ほど

整理して御報告したいと思いますが、今全国的に見ますと、徴収率も熊本県、一時は中位以下でございましたが、24年の徴収率は一応全国では10番目ぐらいの徴収率にはなっております。

データにつきましては、後ほど御報告したいと思います。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○小早川宗弘委員 関連して。

○松田三郎委員長 はい、どうぞ。

○小早川宗弘委員 県営住宅の使用料についてですけれども、収入未済が8,800万円あるというふうなことで、氷室先生からも頑張っているというふうな発言がございましたけれども、私も大分減ってきているからいいかなというふうに思っておりますけれども、ちょっと中身をもう少し、今わかればいいんですけれども、大体これ何世帯ぐらいが滞納されているのか。

そして一般的な傾向として、これは生活困窮によるものというふうなことを書かれていますけれども、年齢層的に高齢の方、老人の方が、一般的にですよ、が多いのか、若い人も多いのか。

ちょっと聞いたところによると、うわさかもしれないですけども、若い人でも働きよっても、県営住宅ということで賃料を未払いにされるというふうな世帯も何カ所かあるというふうなことも聞きましたし、家賃も払わぬばってん、いろいろ車にはお金をかけてから高級車に乗っておるといような人もおるといふようなことも、それはうわさかもしれないですけども、そういう人もおるといふようなことを聞きましたので、そういう一般的な傾向、滞納者の一般的な傾向、若い人が多いのか老人のほうが多いのかということ

点。

それとあと不納欠損額が1,500万円強ありますけれども、これで退去後所在不明による時効というふうなことで、この時効に至るまでのいろいろな手続はどれぐらい、何カ月か何年ぐらいかけられたのかということもちょっと聞きたいと思えますし、連帯保証人の数は何人なのかということも、あわせて聞きたいと思えます。

○平井住宅課長 まず、最初の滞納戸数でございますけど、8,800万円ほど滞納がございしますが、戸数としましては940戸の戸数でございます。そのうち、現在入居されておりますのは719が入居したままで滞納されておると。それから退去された世帯が221世帯ございます。

それから、そういった滞納される方々の年齢層でございますけど、ちょっと手元にそういったデータがございませんが、必ずしも高齢者の方とは限らないような気がいたしております。やはり若い方でも仕事を失われて再就職が見つからないということで生活が苦しいということがございまして、年に2回法的措置をとっておりますが、2回目をもうじきやりたいと思っておりますが、その訴訟の対象になられている方々を見ましても、ほとんど60歳以下の方で、比較的働き盛りといえますか、そういった方々でもやはり仕事がなく収入が低いという方々もおられるようでございますので、特にその――これちょっとデータをしっかり見ないとわかりませんが、大体は全体的にばらついているといえますか、そういうことじゃないかなというふうに思っております。

それから不納欠損処理につきましては、申しわけありません、きょうの別冊資料の186ページのほうに、これは説明は申し上げませんが、不納欠損に対する調べというのを一応資料としてはつけております。

県営住宅内には2とおりがございまして、1つは、この一番右の備考欄に書いておりますが、金銭債権の消滅時効成立、これは地方自治法で5年間で時効を迎えると。それから法的措置で判決を受けた場合には10年間ということでございますので、当然その間でも本人さんに対してあるいは連帯保証人に対しましては再三、催告なり、所在がわかれば訪問して徴収をお願い、支払いをお願いするということを繰り返してやっております。

○小早川宗弘委員 あと連帯保証人の数。

○平井住宅課長 連帯保証人につきましては、原則義務づけておりますので、入居されましたときは必ずついておりますが、実際それぞれの入居者の方も連帯保証人の方も亡くなったりされているところがおられまして、今現在は多少はそういった方で連帯保証人がおられないといった方もおられるんじゃないかと思いますが、基本的には入居者全員に連帯保証人はつけるということになっております。

○小早川宗弘委員 1人ですか。

○平井住宅課長 原則1人ということしております。

○小早川宗弘委員 今もう民間のアパートとか滞納者を防ぐために、もう連帯保証人は2人にするとか、あるいは公営住宅でできるかどうかかわらぬとですけども、賃料保証保険会社みたいなのがありますよね、賃料保証会社。そういうのを、1戸当たり何百円かだと思っておりますよね。そういうのを掛けるとか、前もって滞納は絶対許さないとか、滞納は絶対回収できるというようなことも、新しい手法かもしれませんけれども、そういったことも検討していただきたいなというふうに思い

ます。

○平井住宅課長 連帯保証人につきましても、一応、各県で2名を要求しているところもございまして、熊本県の場合は1名ということにしております。

これも、できるだけつけていただきたいと思っております。一方で、なかなか連帯保証人をつけるのは厳しいという方もおられますので、その方につきましては場合によっては免除するというのも、少し今ちょっと条例の改正を検討しておるところでございますが、例えば生活保護を受けられて代理納付が可能な方というのは、連帯保証を外しても滞納は余り心配ないということもございまして、そういった方であれば連帯保証人は必ずしも必要としないというような、緩和は一方で行いたいというふうに思っております。

また、今委員がおっしゃったような新たな取り組みにつきましても、幾つか検討してまいりたいというふうに思っております。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○山口ゆたか委員 済みません、簡単なやつで。

○松田三郎委員長 はい。

○山口ゆたか委員 附属資料の99ページ、河川課にちょっとお尋ねしますが、さまざまな事業、河川事業は難しいと思うんですが、99ページの下から2段目、宇城振興局の河川調査費、昨年24年に340万円、そしてことし500万円ということで繰り越しなんですけど、調査がまだ進捗がゼロという事業なんで、どういった状況かなというのを、ちょっと教えていただければと思います。

○持田河川課長 済みません、詳しい資料を

今委員ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど整理して御報告するということがよろしいでしょうか。

○山口ゆたか委員 はい。

○松田三郎委員長 いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員長 ないようでございますので、これで土木部の審査を終了いたします。

これより、午後1時まで休憩いたします。どうも、お疲れでございました。

午後0時4分休憩

午後0時59分開議

○松田三郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

前川委員は、ちょっとおくれて御出席の御予定だそうでございます。

それでは、これより企業局の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、最初に一度立っていただきまして、どこでどなたが説明なさっているかがわかるようにしていただければ幸いです。その後は、説明は着座のままで簡潔にお願いいたします。

まず、企業局長から決算概要の説明をお願いいたします。

○河野企業局長 企業局長の河野でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

平成24年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項のうち、企業局関係につきまして、その

後の措置状況を御報告いたします。

企業局に係ります個別事項は1点でございます。「有明・八代工業用水道事業は、依然として多量の未利用水を抱え、厳しい経営状況が続いており、今後他県と共同して国への財政支援等の働きかけを強めるとともに、庁内関係部局との一層の連携を図り、着実な経営改善に努めること。」についてであります。

まず、他県と共同した国への働きかけにつきましては、日本工業用水協会を通じました要望活動を行いながら、本県と同様に経営が厳しい4道県と個別に連絡にとりまして、支援要望に向けた連携、協議を行っているところであります。

また、庁内部局との連携につきましては、引き続き、商工観光労働部や地元市町と共同で企業誘致活動を展開するとともに、本県の国の施策提案活動におきまして、事業運営に必要な施設設備の更新工事や導水路の耐震工事に必要な国の財政支援などの要望を行いました。

その結果、平成24年度の補正予算におきまして、八代工業用水の導水管耐震化工事に対しまして、約4,400万円の補助が採択されたところであります。

さらに、未利用水対策として、工業用水以外の分野でも水を活用していただけるよう、地元のさまざまな施設への訪問を重ねております。

続きまして、平成24年度の電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業の3事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

まず、電気事業であります。収入は15億8,400万円余、支出は16億5,200万円余で、差し引き6,700万円余の純損失となりました。前年度の3億4,700万円余の純損失と比較して、2億8,000万円余の減少となっております。これは主に荒瀬ダム関連費用について、24年度分から収益的収支の経常から資本

的収支の経常へ移したことによるものでございます。

次に、工業用水道事業であります。有明、八代、苓北の3工業用水道事業合計で、収入7億6,400万円余、支出9億4,900万円余で、差し引き1億8,500万円余の純損失になりました。

3工業用水道事業を個別に見てみますと、八代は152万円余、苓北は2,700万円余の利益を確保いたしました。有明につきましては、2億1,300万円余の赤字となっております。

有明、八代につきましては、依然として多量の未利用水を抱え厳しい経営状況となっております。工業用水道事業の平成24年度末累積欠損金は87億5,000万円余に上っているところでございます。

最後に、有料駐車場事業であります。収入1億5,000万円余、支出5,900万円余で、差し引き4,600万円余の純利益になりました。

県営有料駐車場は、熊本市中心部に位置し、24時間営業の駐車場として利用者に定着しており、毎年度黒字を維持しているところであります。

昨年度は、普通駐車台数が前年度に比べて6%程度の増加となり、やや上向いた状況となっております。

以上が決算の概要ですが、詳細につきましては、総括審議員から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○松田三郎委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○松見監査委員 それでは、企業局の決算審査結果につきまして、要約して御説明申し上げます。座ったまま説明させていただきます。

お手元に置いております決算審査意見書、

これの1ページをお開きください。

1ページの第2、審査の結果でございますけれども、平成24年度の熊本県公営企業会計の決算諸表は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示していると認めております。

次に、少し飛びますけれども、8ページをお開きください。

8ページの第3の審査意見でございますけれども、全ての事業につきまして、経営の基本原則にのっとり、おおむね適正に運営されております。

1の電気事業におきましては、6,700万円の純損失となっております。これは、荒瀬ダム撤去に関します部分を除きますと1億4,400万円の純利益が出ているところでございます。

次年度以降も、当該純利益を確保するために、経費節減を含む経営努力が必要ということでございます。

また、荒瀬ダムの撤去費用につきましては、企業局の経営努力を初め、国の交付金の活用や撤去コストの縮減等によりまして、おおむね確保が図られております。

今後も、荒瀬ダム撤去の着実な実施とともに、撤去資金につきまして国の支援が継続するよう求めていく必要がございます。

なお、風力発電につきましては、運転制限が平成23年度から段階的に見直されました結果、供給電力量は増加したものの、計画量の8割程度でございますので、引き続き計画供給電力量の確保に努める必要がございます。

次に、2の工業用水道事業につきましては、八代及び有明の両工業用水におきまして多くの未利用水を抱えており、依然として厳しい状況が続いております。

決算状況も、有明工業用水道事業における竜門ダム関連費用の負担が大きく、1億9,000万円の純損失を計上し、累積欠損金は87億5,000万円となっております。

今後とも、国に対して竜門ダム関係諸費の負担軽減の要望を継続的に行うとともに、企業立地部門や関係市町と連携し、工業用水需要の開拓を初め、多角的な利活用の拡大に努めていく必要がございます。

3の有料駐車場事業におきましては、近年減少傾向にありました利用台数が増加に転じており、純利益4,600万円を計上し、経常利益率も44.6%と、経営状況は良好でございます。

引き続き、定期駐車や提携先などの需要を開拓し、安定した利用台数の確保に努めるとともに、県民が利用しやすい駐車場として、サービスの向上を図っていく必要があるということでございます。

説明は以上でございます。

○松田三郎委員長 次に、企業局総括審議員から決算資料の説明をお願いします。

○古里総括審議員 古里でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、監査委員からありました決算審査意見について、その取り組み状況を御説明申し上げます。

1点、今説明がございましたが、電気事業に関するものでございます。

審査の意見は、

平成24年度決算においては、6,750万7,000円の純損失になっているが、荒瀬ダム撤去に関する部分を除外すると1億4,431万2,000円の純利益が出ている。次年度以降も、引き続き当該純利益の確保のために、経費の節減を含む経営努力が必要である。

電気事業においては、「荒瀬ダム撤去計画」に基づくダム本体等の撤去が開始され、撤去に伴い必要となる護岸補修、道路かさ上げ、環境モニタリングが実施されるとともに、「荒瀬ダム撤去地域対策協議会」において地域課題についての協議等が

進められた。

荒瀬ダムの撤去費用については、企業局の経営努力をはじめ、国の交付金の活用や撤去コストの縮減等により、おおむね確保が図られた。今後も、荒瀬ダム撤去の着実な実施とともに、撤去資金について国の支援が継続するよう求めていく必要がある。

風力発電については、特定の風向における風の乱れへの対応のため行っていた運転制限が平成23年度から段階的に見直された結果、供給電力量は増加したものの、計画量の8割程度であるため、引き続き計画供給電力量の確保に努める必要がある。

との内容でございます。

電気事業の既存発電所につきましては、保守整備の効率的な実施等による発電電力量の増加や経費節減等を図り、引き続き着実に運営してまいりたいと考えております。

また、風力発電につきましては、平成24年12月から、水力の菊鹿及び緑川第三発電所につきましては、平成25年4月から、固定価格買い取り制度に移行するなど、利益の確保に努めているところでございます。

次に、荒瀬ダム撤去についてでございますが、全国初のダム撤去で、また河川内の難工事であり、想定外の事象も生じておりますが、引き続き安全や環境に配慮して着実に実施してまいります。また、撤去資金につきましては、企業局の経営努力を行うとともに、今後も引き続き国への継続的な支援を要請してまいります。

阿蘇車帰風力発電所につきましては、御指摘のとおり計画供給電力量に達しておりませんが、電力量増加への取り組みや風況に恵まれたことから増加傾向となっております。

今後も、引き続き保守点検を強化し、発電機のトラブル防止に十分配慮しつつ、さらなるデータ収集を行うことによる運転制限の緩和、解除に向けた取り組みを行い、供給電力量の増加に努めてまいります。

2の工業用水道事業会計でございます。

審査意見は、

八代及び有明の両工業用水においては多くの未利用水を抱えており、現状の経済情勢では、大量の水を使用する企業の立地の可能性は低く、また、既存の企業の使用水量も減少傾向にあり、工業用水道事業の経営環境は、依然として厳しい状況が続いている。

また、平成24年度決算状況も、有明工業用水道事業における竜門ダム関連費用の負担が大きく、1.9億円の純損失を計上し、累積欠損金は87.5億円になっている。

有明工業用水道事業については、経営再建計画に基づき、平成24年度においては、需要開拓推進会議の開催、企業誘致関連セミナー等での工場適地や工業用水のPRのほか、新たに、企業立地課と連携して、工業用水道料金補助制度を新設する等、工業用水の需要開拓に努めている。

今後とも国に対して竜門ダム関係諸費の負担軽減の要望を継続的に行うとともに、再建計画を着実に進め、企業立地部門や関係市町と連携し、工業用水需要の開拓をはじめ、多角的な利活用の拡大に努めていく必要がある。

との内容でございます。

御指摘のとおり、工業用水道事業は厳しい経営状況が続いており、特に有明工業用水道事業におきましては、竜門ダムの建設負担金等により多額の経常損失を計上しております。

このような状況を踏まえ、竜門ダム関係経費の負担軽減など、これまでも経営改善に向けた関係省庁への働きかけなどを行ってきており、平成25年2月には、八代工業用水道の導水管耐震化工事に対する補助が採択されました。

本年度も、国の施策に関する提案等において、有明工業用水道事業の設備更新への補助

及び八代工業用水道の耐震化工事への補助などを要望しているところであり、今後も引き続き、粘り強く国に支援を求めてまいります。

また、工業用水の需要開拓につきましては、商工観光労働部はもとより、地元の市町とも連携し、企業誘致活動に取り組んでおりますが、一方、近年の経済状況を踏まえ、企業誘致のみならず、地下水などの他の水源を利用している企業に対し、工業用水への転換をPRするとともに、配管沿線にある地元の市町と上水道利用の可能性も含め関係部署から情報収集に努めているところでございます。

今後も、引き続き未利用水の解消に向け、工業用水以外の分野での活用も含めて幅広く可能性を探ってまいります。

3の有料駐車場事業会計でございます。

審査意見は、

平成24年度決算においては、近年減少傾向にあった利用台数が、平成18年度以来の増加（前年対比3.3%増）に転じており、純利益4,625万8,000円を計上し、経常利益率44.6%と経営状況は極めて良好である。

引き続き、定期駐車や提携先などの需要を開拓し、安定した利用台数の確保に努めるとともに、県民が利用しやすい駐車場として、サービスの向上を図っていく必要がある。

との内容でございます。

御指摘のとおり、有料駐車場につきましては、利用台数、料金収入とも前年度を上回るなどの良好な経営状況となっております。

平成24年度は、3号線と下通方面側に見やすい看板を新設するなどのPR活動やサービス向上に努め、平成25年度も普通駐車や定期駐車ともに前年度をさらに上回る状況が続いております。

今後は、さらなる利用台数、料金徴収向上への取り組みに加え、地域へのイベントへの

協力などについても積極的に取り組んでいきたいと考えております。

決算審査意見については、以上の3点でございます。

次に、本年度の定期監査の結果でございます。公表事項等はありません。

指摘事項は、職員の交通事故等についてでございます。

その内容でございますが「昨年度の監査において通勤中の過失割合の高い人身事故について指摘したが、平成24年度においても、再び、私用中に過失割合の高い人身事故が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じること。」との内容でございます。

交通事故・違反防止の徹底や飲酒運転の根絶について、職員に対してあらゆる機会を捉えて周知徹底を図ってまいっております。

今回の事故発生直後にも、当該職員に対して所属長から注意を行うとともに、文書により職員の交通事故・違反防止の徹底について注意喚起を行っておるところでございます。

本年度は、従来の全職員を対象とした職員研修の実施などに加えて、毎月、職員全員が参加し、交通事故の体験談、事故防止のための提案、提言などを発表する集いの場を設けるなど、より一層職員の交通安全意識の啓発を行い、交通事故及び交通違反の防止を図ることとしております。

それでは次に、平成24年度の3事業の決算の概要につきまして、お手元の資料、A4横の25年度決算特別委員会説明資料をお願いしたいと思います。

1ページの電気事業をお願いいたします。

まず、1の施設の概要でございます。

水力発電につきましては、表にありますように、昭和35年に運転開始しました市房第一発電所から、一番右になりますが、平成13年に運転開始しました緑川第三発電所まで7つ

の発電所を運営しております。

水力発電の最大出力の合計でございます。

一番右の合計欄にありますように、5万4,200キロワットとなります。これに、さらに右の表にあります風力発電を合わせますと、最大出力5万5,700キロワットとなっております。

次に、発電量でございます。

同じ表の下のほうでございますが、平成24年度のところをごらんいただきたいと思えます。

表の一番下の達成率のさらに一番右でございますが、7水力発電所は、故障などで達成率が低い発電所もありましたが、全体では、目標に対する実績達成率は103.9%ございました。これは年間を通じて雨量に恵まれたことによるものでございます。

その右の風力発電所は、達成率は78.8%となっておりますが、前年の平成23年度と比較しまして33.4%の増加というような状況でございます。

次に、下の電力料金の契約の状況及び実績でございます。

九州電力と電力需給契約を2年ごとに更新しており、これにより平成24年度の契約料金でございます。

左の表の中ほど、平成24年度から25年度の計でございますが、13億994万円余に対して、実績はその右でございますが、13億1,518万円余で、達成率は100.4%の状況であります。

その右の風力発電につきましては、平成24年の12月から固定買い取り価格制度に移行し、これまで表の一番左でございます10.7円から、その2つ右でございます19.03円の売電単価となり、24年度の電力料金の実績は、一番右でございますが、2,900万円余りとなっております。前年度と比較しますと、平成23年度が1,700万円余りでございましたので、7割の増というような状況でございます。

す。

2ページをお願いいたします。

平成24年度の決算の状況でございます。

まず、全体を見ていただきますと、収入の欄の一番下の計、中ほどになりますが、収入が15億8,400万円余りでございます。さらに、下の支出の計の欄を見ていただきますと、支出が16億5,200万円余で、差し引き6,700万円余の損失を生じているというような状況でございます。これを23年度と比較しますと、2億8,000万円余りの損失の減少となっております。

先ほど局長からもお話がございましたが、これは赤字が縮小したような数字となっておりますが、平成23年度までは、荒瀬ダムの撤去費用を、このページの経営上の経費でございます収益的収支に整理をしておりましたが、平成24年度からは、環境省の生物多様性保全回復整備事業や道路の護岸補修など国の投資的経費であります交付金の対象となりました。

そのため、国にも取り扱いを相談し、企業局の予算上も交付金対象事業を投資的経費として3ページの資本的収支に取り扱うことといたしました。そのことによる変動でございます。ただ、繰り越しでございます。平成23年度までは、収益的収支に計上しておりましたので、23年度から24年度の繰り越しにつきましては、そのままこのページの収益的収支に計上しております。大変わかりにくくて申しわけございません。

収益的収支の中身を見てみますと、まず、収入の電力料のところでございます。

23年度の比較の(A)－(B)でございます。あるとおりでございますが、3,700万円余りの減収となりました。これは、発電量は目標をほぼ達成しましたが、売電単価が8.38円から8.24円に引き下げられたことによるものでございます。

中ほどの計のすぐ上になりますが、特別利

益で、荒瀬ダム交付金関連の委託料収入、23年度からの繰り越しでございます。これが増加しておりまして、収入の計の23年度との比較、(A)－(B)のところになりますが、収入全体では23年度から1億5,900万円余りの増となっております。

次に、下の支出でございます。

営業費用では、支出の欄の2番目でございます。

職員給与につきまして、退職金給与の減や、先ほど申し上げました平成24年度から7名分の職員給与を次のページの資本的収支に計上していること及び職員数が2名減となっていることなどから、23年度との比較でございますが、1億3,900万円余の減となっております。

次の修繕費につきましては、大規模な修繕工事が24年度はございませんでしたため、減となっております。

次に、下の計のすぐ上でございます。特別損失につきましては、荒瀬ダム関連の費用の繰越額が増加したため、8,100万円余の増となっております。

支出全体では、1億2,000万円余りの減となっております。

3ページをお願いいたします。

(2)の欠損金処理計算書案でございます。

平成24年度の未処理欠損金6,700万円余について、処理欄に示しておりますとおり、特定目的の2積立金のうち中小水力発電開発改良積立金を取り崩すことで欠損金を処理する案でございます。

この結果、右にあります(3)の積立金及び留保資金残高一覧のとおりとなり、合計欄を見ていただきますと、内部留保資金54億7,700万円余になります。決算と合わせて、今回の6,700万円余の純損失を中小水力発電開発改良積立金から取り崩すことにつきまして、地方公営企業法の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

次に、3ページ下の(4)資本的収支でございます。

資本的支出は、建設改良費につきまして、摘要の欄にありますように、水力発電所、荒瀬を除きます7水力発電所のこれらの整備に1億7,300万円余を、それから先ほど申し上げました荒瀬ダム関連の経費を、ここに荒瀬ダム仮勘定として6億8,700万円余計上し、計8億6,100万円余となっております。

次に、企業債償還金が1億3,400万円余、さらに、その下の工業用水会計の貸付金が2億6,500万円余で、資本的支出の計(イ)でございますが、12億6,100万円余となっております。

資本的収入は、上から順に固定資産売却代金が600万円余り、工業用水道事業会計からの返還金が3億7,100万円余、荒瀬ダム関連交付金が1億800万円余、計(ロ)にありますように、収入の計が4億8,600万円余となっております。

不足する7億7,500万円余につきましては、右の摘要の欄にありますように、過年度分損益勘定留保資金、それから当該年度及び過年度消費税及び地方消費税の資本的収支調整額、これにより補填をしております。

過年度分損益勘定留保資金は、減価償却のように3条予算において現金の支出を必要としないものを費用として計上することによって留保されている資金でございます。過年度分と当該年度分がございます。今回の補填には過年度分を充てることとしております。

さらに、当該年度及び過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額は、既に資本的支出で支払っていた消費税及び地方消費税の還付に相当するものを補填に充てるものでございます。

4ページをお願いいたします。

工業用水関係でございます。

まず、1の施設の概要でございます。

中ほどにありますように、給水の開始時期

は、有明が昭和50年、八代が昭和52年、苓北が平成5年でございます。

次に、2の利用状況でございます。

各工水ごとに受水企業の数に記載しておりますが、有明が11社に、八代が25社に、苓北では2社にそれぞれ給水をしております。有明及び八代の契約率は、備考の欄になりますが、それぞれ39.7%、33.5%ですが、施設利用率では、それぞれ26.9%、24.7%と、多くの未利用水を抱えるような経営となっております。引き続き需要開拓に努めてまいります。

5ページをお願いいたします。

平成24年度の決算状況でございます。

(1)の収益的収支の計、中ほどでございますが、平成24年度の(A)の欄をごらんください。

収入は7億6,400万円余であります。これに対して支出でございますが、下から2番目でございます9億4,900万円余で、一番下にありますように、差し引き1億8,500万円余の損失を生じております。

平成23年度から大きな変動はあっておりませんが、有明工水において、依然としてダム使用权に係る減価償却費やダム管理費分担金等の竜門ダム関連経費の負担が大きく、損失決算となっているものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

(2)の欠損金の状況でございます。

この表の一番下の行、24年度未処理欠損金の行をごらんいただきたいと思います。

24年度末で、右から2番目の苓北は5億700万円余の利益の蓄積がございますが、有明は64億4,300万円余、八代が28億1,900万円余の累積欠損があることから、工業用水全体では、一番右になりますが、87億5,400万円余の累積欠損金を抱えているような状況でございます。

次に、(3)の資本的収支でございます。

資本的支出は、上から順に建設改良費8,800万円余、企業債償還金6億200万円余、電気

事業及び一般会計の借入金償還金3億7,600万円余など、計(イ)にありますとおり10億6,700万円余となっております。

資本的収入は、下の計(ロ)にありますように、企業債、長期借入金、一般会計補助金等で9億2,500万円余となっております。不足する1億4,100万円余は、過年度分損益勘定留保資金で補填をしております。

7ページの有料駐車場をお願いいたします。

有料駐車場は、安政町の県営有料駐車場が収容台数298台、新屋敷の月決め県営第二駐車場が収容台数37台、計335台の事業規模で運営をしているところでございます。

次に、2の駐車台数及び料金収入実績でございます。

普通駐車の24年度の利用台数は9万7,000台余でございます。右にあります比較(A)－(B)にありますとおり、前年度を5,500台上回り、料金収入も350万円余上回っております。これに対して、その下の定期駐車の利用台数でございますが、6万7,000台余で前年を350台下回るとともに、料金収入も60万円ほど下回っております。ただ、収入の合計でございますが、その下でございます。前年度より290万円ほど増収となっております。

全体的には利用台数が近年は減少傾向でございましたが、普通駐車が23年度に引き続き24年度も対前年度比増加となっており、減少傾向に歯どめがかかりつつあるのではないかとこのように考えております。

8ページをお願いいたします。

24年度の決算の状況でございます。

(1)の収益的収支でございます。中ほどの収入の計の欄をごらんいただきたいと思います。

収入が1億500万円余、下から2番目でございます。支出の計は5,900万円余、さらに、その下にありますように4,600万円余の純利益となっております。さらに、右にあります

ように、前年度比較をごらんいただきますと、前年に比べ573万円余の利益の増というふうな状況でございます。

9ページをお願いいたします。

(2)の剰余金(利益)処分計算書案でございます。

平成24年度末処分利益剰余金4,625万9,000円余を、処分案に示しておりますように、1,000円未満を除き利益積立金に積み立てることで処分したいと考えております。

この処分案を御承認いただきますと、右にありますように、(3)の積立金及び留保資金残高一覧表のとおりとなりまして、内部留保金は、一番下にありますとおり8億258万円余となります。地方公営企業法の規定に基づき、決算認定とあわせて議決をお願いするものでございます。

次に、(4)の資本的収支でございますが、平成24年度においてはございません。

以上が平成24年度決算の概要でございます。よろしく審議をお願いいたします。

○松田三郎委員長 以上で企業局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

皆さんがお考えいただいている間に、済みません、参考までに。

冒頭企業局長の御説明の中で、第3段落、まず以下です。「本県と同様に経営が厳しい4道県」、道はわかりますけれども、ほか3県というのはどこなんですか。

それと、2点目は、ほかにこれ以外のところは、企業局とか公営企業あるなしもあるでしょうけれども、本県ほどひどくないということなんですかね。

その2点、ちょっと教えてください。

○河野企業局長 基本的に、工業用水道事業は、全国、赤字が珍しいと言えます。基本的に、大きな企業が立地しているところは、も

う相当もうかっているというか、利益を出しているところがありますが、今御質問でありました、私も説明しました4道県の県のほうですけれども、島根、鳥取、鹿児島という3県になります。ただし、赤字の幅で言いますと、熊本県は相当億単位で出ておりますが、赤字幅はそこまで大きくなくて、正直申し上げますと、国の支援を求める温度差というのは、まだございます。

そういう中で、今冒頭申し上げましたとおり、こういう赤字のところは支援を要望しようということで、今連携、協議を行っているという、ちょっと詳しく申し上げますと、そういう状況でございます。

○岩中伸司委員 一番問題は、有明工業用水の未利用ですね。企業誘致が思うように進まないというのがあるのかなと思うんですが、この先の展望はありますか。

○古里総括審議員 まさに先生の御心配のとおりでございます。要は、もう赤字の場合、収入をふやしてコストをカットするという事に尽きると思っております。

実は、収入を増する、水を売るといような状況で、きょうもちょっと若干御説明がございましたが、工場の適地として、既存の部分ですと、荒尾市の荒尾工業団地、それから名石浜に6ヘクタール、それから、私どもが企業立地のほうと話して一番有望なのが大島に23ヘクタールございます。大変大規模な工場を誘致できるのではないかとということで、私どもは、実は数年前、何か若干打診があったようですので、やっております。

じゃあ、企業が来たときにどうするのかとって、一番問題なのは、私どもは水の適地ですね。すぐ準備できると。ただ、あそこにはまだ導水管がございませんので、昨年度、私どもが、給水の期間をできるだけ早くするために、配管の設計をやっております。

ですから、通常ですと、工場進出が決まりました、配管の設計から、そして配管の工事でございますが、配管を省略できる設計の部分については、商工の御協力をいただいて、設計だけはもう先にしとこうと、期間を短縮しようというような取り組み。

それから、これも商工のほうでさっきも御説明がございましたが、いわゆる水代を7年間ですか、一定の投資をしていただければ7年間ただにしますと。10年間でいきますと、大体7円とか8円とかいう金額になると。そういうふういわゆるインセンティブを与えて、できるだけ有明工水を企業の皆さんに目を開いていただく。そういう収入の増。

それから、いわゆるコストをカットする部分では、国への支援ということで今お話がございました。去年御指摘をいただいて、赤字団体がもっと一致協力してやるべきではないかというようなこと。

そういうのも含めて、あと私どもが、国に対して、こういう大変赤字の状況というのを金額を示しながら、今こういう大変厳しい状況で売り込みをかけて、何か手が無いのかということ。補助金は継続的にお願いするのは当然なんです、その他一切のことも含めてコストカットにつながるようなもの。

それから、当然、私どもの工業用水としてのコストのカット、経費のカットというのは、当然のこととしてやっているというような状況。

○岩中伸司委員 今の説明だと、やっぱりこの有明地区というか、私も県北の荒尾ですが、大島地先の企業誘致を前提とする、今荒尾市も一生懸命取り組みはしていますが、なかなか進んでないという現状なんですね。今、25ヘクタールぐらい、本当は——23とおっしゃいましたか。23ですかね。

○古里総括審議員 大牟田市さんの部分があ

ると、3ヘクタール4ヘクタールプラスがあるようですので、大体26とか27とかになると思います。

○岩中伸司委員 やっぱり企業誘致を進めて、私は、もっとさかのぼれば、竜門ダム建設のときに、どんな想定でできたのかなというのをいつも思いながら、今言っても仕方がないことですが、その辺の計画性がどうあったのかなということもあるんですね。

企業誘致は、長洲も、まあ荒尾もそうですが、荒尾の大島地先は、この竜門ダム建設のときには全く想定外のところだったと思うんですね。これはもうその後の問題です。それでもしっかりと努力しながら、水道水も大牟田と一緒に上水道利用というのも進んでいるし、だからそういう努力もされているんですが、これは、あとはやっぱり最近、水を使う企業というの、何か循環で環境問題がいろいろ言われて、大量に水を使うような企業が少ないということも言われているので、その辺はやっぱり心配だなと。

この辺は、私は非常に心配ということで、その思いだけ言っておきます。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○前川収委員 昔の経済委員会だった——今は経済委員会はないんですかね。（「あります、経済環境」と呼ぶ者あり）ああ、そうか。そのときから、この企業局の有明工水の話はずっと出て、当時予定されていた工業団地が全部埋まって、フル稼働して、工種によっても、何がどういう工場が入るかによっても違うと思いますが、それでも水は余りますという話を聞いたことがあって。

というのは、さっき岩中委員がおっしゃった竜門ダム建設当時のアロケーションの中で、水利用がこれだけ要りますというときの計算は、重厚長大というんですかね、昔型の

水を多量に使う工場を想定してあった量であって、その後何年もたってくると、そんなに水を使わない企業になっているということ、これはもう事実だと思っています。

その大島というところが、新しくまた工業団地ができて、そこに企業導入があったときに、仮にそこに企業が入れば何がどういう使い方をされるかによって大きく違うとは思いますが、皆さん方の想定としては、ほぼ余らなくなるんですかね。

○古里総括審議員 私どもは、大体今1日に2万トンの水が余っておる状況でございます。やはりどれだけ——ちょっと想定はできないんですが、やはり最低1万トンぐらいは使っていただくことを誘致していただいた企業にお願いしたいというのは思っております。

○前川収委員 ということは、それはまだもちろん誘致が決まっているわけじゃなくて、今から来るんでしょうけれども、それが来ても1万トン余るということですよ。1万トン余った状況の中での建設費用の負担分を返していく収支というんですかね、中長期の収支というのは、それはどうなります。そこでもやっぱり赤字が累積していくわけですかね。

○古里総括審議員 1万トンありますと、大体现状の採算がとれるような格好になっていくのではないかというふうに思っております。ですから、まだとにかく今は赤字を出さないことを第一義的に何とか目標にやっているとこです。

それから、水の大変厳しい状況というのは、今既存の企業についても大変節水をされていまして、少しずつ毎年目減りしているような状況です。

逆に私どもは、既に今地下水を使ってらっ

しゃる企業に対して、その地下水は結構若干悪くなりつつあるというふうにお聞きしておりますので、工場で今使ってらっしゃる地下水からの水を、私どもの工業用水から雑用水も含めてそういうふうに移用していただくように、要はコストの面でございますので、コストパフォーマンスも含めて、そういう営業活動に近いんですが、そういうこともしつつあるというふうな状況でございます。

○前川収委員 そもそも当時が悪かったじゃなくて、その時代の変化の中で、後で追加した工場ができて1万トン余るということになれば、想定してある竜門ダムのアロケーションが大き過ぎたと。大き過ぎてるんですね、水利用の分でいけば。

恐らく累積赤字は消せない。今まで黒字に変えていって単年度で赤字を出さないようにしていくのが精いっぱいというのが現状だと思いますが、昔私は提案したことがあるんですけども、とても無理だろうと思っていましたけれども、玉名の白石堰ですかね、あそこから有明用水は水をのむんですよ。今余っている分はたしかのんでなくて、そのまま下流に流しているということで、河口から自然水、川の水として流れ出ているわけですね。

一方で、有明海の環境というところから見ると、そこに水が流れていることはとても大切なことで、その分は環境的な価値観を——どこの省庁かわかりませんが、認めてもらって、環境用水的なものとして、戻し水だということで、その分を国交省が負担してくれとか、そういう切り口からの交渉はできないのか。

つまり、水がもし——当然お金は払っているわけだから、白石堰で全部とってもいいわけですね。全部とれば川の水は減りますよ。今よりね、当然。減ってしまうと、今維持されている水量が河口で減るわけですから、そ

の分で環境的な負荷が高くなるんじゃないかと。つまり有明海に対する負荷が大きくなると。その分は我々がお金を払って使っているのに流していると。使い先がないから流しているんだけど、発想の転換で使っていないから流しているから、その流している分は環境用水と。工業用水じゃなくて環境用水という視点の中で、何かそこを数値化して、安くしてもらうか、お金をもらうか、どっちでもいいんですね。最後は一緒ですから、収支は。そういう切り口で交渉してみたらどうですかという話を、随分前だったと思いますけれども、何年か前にやったことがあるんです、この委員会か経済委員会で。そういうことを試されたことはありますか。（発言する者あり）だけん最後は、もう流さんよと、そしたら困るでしょうと。

○古里総括審議員 ちょっと私自身は直接タッチしておりません。過去にそういうお話、御指摘いただいたと思って、そういう国への働きかけ、御相談というのはさせていただいているようですが、結果として実現していないというような状況でございます。

○前川収委員 それは多分難しい話でしょうけれども、余り何かとついででもないと思うんですよ。多分全部とってしまったら、今度は、逆に有明海側の海の環境という前提の中で、やっぱり負荷が大きくなるだろうということから見れば、今水が流れていることは意図的じゃないんだけど、たまたま使い切れずに流れているということは、ある面では有明海にとってはいいことだと思うんですね。流れているから、その分流れなくなるということで考えるよりも。流れなくなるわけでしょう。要するに、白石堰から一旦のむわけですから、少なくとも菊池川の河口からはきれいな水は出ない。工場で一旦使った水が二次的に流れていくことは当然あるでしょうけれど

も、一次水ではないということだと思いますので、そういうこともいろいろ考えてみたらどうかというふうに思います。

○河野企業局長 国交省との話も絡めて今お話をいただきましたが、国への支援の中で、国交省に対しても、まずは負担金の減額という、ただ、これはなかなか制度的な問題があって、今後も続けていきますが、すぐは実現しないとは思っています。

次に、水利権が、そこで水利権を一定量確保しているのです、この金額が生み出されているわけですが、この水利権の変更ということが可能かという本題が次に出てきます。

今先生がおっしゃった有明海の水の流しというのは、一つの切り口として、今後も国交省といろいろ話すときに一つ題材に上げていきたいと思うんですが、その水利権との関係の整理が少しあるのかなと、今お聞きして感じました。

水利権は、一応この有明工水に確保する量だという形で、それは河川の維持流量の関係からオーケーだということの理屈になっていると思いますので、その辺とうまく兼ね合わせる事ができれば、一つの土台に乗るかなという感じもしますが、今後、ちょっとその辺もまた検討させていただいて考えていきたいと思います。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 まず、ちょっと要望ですけれども、荒瀬ダムについては、企業局の皆さん方、いろいろと御尽力いただいております。全国初のダム撤去というふうなことで、本当に地元の方々も結構期待がかかっている撤去だというふうに思いますので、引き続き良質な——いろいろ課題、問題点が出てくるとは思いますが、良質な理想的な撤去到

向けて、今後とも取り組んでいただきたいというふうなお願いと、あと1つ質問ですけれども、有料駐車場事業ですけれども、4,600万円余の純利益があるというふうなことで、立地的にも非常にいいところにあるというふうなことでありますけれども、この資料を見ると、7ページですかね。

昭和55年に建てられたというふうなことで、もう33年ぐらいの築年数ということで、私も、最近ちょっと有料駐車場、鶴屋の駐車場の横ですよ、入ったんですけれども、かなりやっぱり老朽化してきているなというふうな感じを受けました。柱に何かいろいろ車でこすったところとか、壁とか、鉄骨のごたるともかなりさびてきているなというふうな感じがしておりますけれども、これは、耐用年数だとかそういうのはある程度想定しておられるのかどうか。その耐用年数が過ぎたときには建てかえ等とかを考えてらっしゃるのか。その建てかえのための計画的な何か積立修繕金とか積立金のごたるともどういうふうな計上をされているのかというのをちょっと聞きたいんですけれども。

○古里総括審議員 ここにありますように、まず、経緯として昭和55年でございますが、当時、大変市内の駐車場が不足するというふうなことで、熊本市の条例の中で駐車場整備区域に指定されて、それから地元からの要望という形で、県有地があつて、それを一時借りて、その後買収する形で私どもが駐車場を始めた。地元には喜ばれたということですね。

あと、私どもは、今の施設の中で、県営駐車場として、大変特異というかサービスのかなめとしているのが、常時24時間2人の職員がいるということですね。普通、今はコインとかでほとんど無人化されておりますが、まずその辺の特徴があるということ。その辺を売り出して、1つは女性をターゲットにと

というような視点があります。

それから、今御指摘がありましたように、施設の中身でございますが、建設後、いわゆる何度かにわたって改良をやっております。それから耐震化等もやっているというような状況でございます。

まだ先のことはちょっと想定はしてないんですが、まだ当面、十分この駐車場そのものは使えるのではないかと。私どもの強み、その良質なサービスということを力点にしっかり継続してやっていきたいというのが今の現時点の思いでございます。

○松田三郎委員長 いいですか。ほかに。

（「ありません」と呼ぶ者あり）済みません。大変基礎的な質問で恐縮ですけれども、以前私も経済委員会にいたとき、大分前になりますので、久しぶりにこういう会計の様式を見まして、ちょっとなじみがまだ薄い段階でございます。

例えば、資料の3ページの(4)資本的収支の資本的支出のところ、他会計への繰出金、その横の摘要のところには他会計への貸付金、あるいは、5ページには、収入のところの摘要に一般会計からの補助金。

かつて私が質問した中で、これ誤解かもしれませんが、各企業局の中の事業会計が3本あって、この間は幾らここが赤字だろうが黒字だろうが、この会計間のいわゆる補填なりやりとりというのができない仕組みになっていて、できるのは、ここに書いているように、貸し付けたり借り受けたりというようなことしかできないという話を、そのとき聞いた覚えがあるんですけれども、それは間違いないですかね。

○古里総括審議員 まさにそのとおりでございます。いわゆる利子を伴った貸し付けを行えということで、法のほうで規定されております。ですから、今回、そういう電気事業

関係から大変厳しい工業用水への貸し付けというようなこと、そういうことをずっと実施してきたという経緯がございます。

○松田三郎委員長 ということは、単純に考えれば、そうじゃなくて、3つあって、駐車場なら駐車場がどんだんどうだんもうかって、もうこれは笑いがとまらぬぐらいもうかっているとというのは、ほかのにどんだん補填できるからその意義があるのかなと思っただけども、結局貸し付けなら、利子を含めて、またほかの事業、借りたところに返さないかぬわけでしょう。かなり独立性が一つ一つ高い事業会計になっている。そういうシステムになっているということは、極端に言うとも駐車場でどんだんどうだんもうけても、やり場がないというか、という仕組みにならざるを得ぬのかなと思って。そういう疑問というのは変ですかね。

○河野企業局長 ちょっと補足しますと、一切ならぬとうふうには書いてないんです。望ましくないとかやむを得ない理由がない限りやっちゃいかぬというような書き方です。

ですから、例えば市町村におきましても、いろんな温泉とか利益が出たときに一般会計に繰り入れたりされていますよね。だから、それも絶対まかりならぬ場合はできなくなるんですけれども、やっぱりいろんなそれぞれの理由とかを——だから望ましくないんだけど、その理由が立てば、かすかな道は残されていますので。ただ、今のところ我々は、そういう原則論にのっとなって、あちこち貸し付けで動かしているというような状況が——もう少し補足すると、そういうことになります。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○森浩二副委員長 荒瀬ダムの撤去費は、ど

ここに載っつとつですか。撤去費用。

○古里総括審議員 電気事業の中での一項目ですので、大変ちょっと先ほど申し上げましたように、今回計上するところを変えておるものですから、大変見にくいという部分がございます。

○森浩二副委員長 撤去費用だけですかね。

○古里総括審議員 3ページになりますが、資本的収支のところの資本的支出、建設改良費のところ荒瀬ダム仮勘定6億8,000万でございますが、これを中心に、あと前年度からの繰越分としての収益的収支の中の支出の特別損益のところ荒瀬ダム関連費ということで、そこに上げております。それを合わせた金額は、ほぼ荒瀬ダム関係の撤去費関係約10億から11億というようなところでございます。平成24年度分です。

○森浩二副委員長 じゃあ、この撤去費用はこれだけで見なんということかな。

○古里総括審議員 平成24年度の方でございます。

○森浩二副委員長 その詳細というのはなかつですか。

○前川収委員 契約金ば言うたい、幾らで契約している……。

○古里総括審議員 今回の決算の中にお示しているのは、今のような状況でございます。

○前川収委員 トータルは。

○古里総括審議員 荒瀬ダム撤去に関しては

88億円の経費がかかっております。ほぼ大体本年度で半分ぐらいの進捗状況ということであります。

○松田三郎委員長 詳しい説明が必要でしたら、後ほど。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員長 なければ、これで企業局の審査を終了いたします。

ここで、説明員の入れかえのため、5分休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後2時6分開議

○松田三郎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、これより病院局の審査を行います。

なお、執行部からの説明を効率よく進めるために、最初に一度立っていただきまして、その後は、説明は着座のままで簡潔にお願いいたします。

まず、病院事業管理者から決算概要の説明をお願いします。

○向井病院事業管理者 病院局の向井でございます。委員長のお言葉をいただきましたので、着座にて説明させていただきます。

病院局こころの医療センターの運営に当たりましては、かねてから御指導、御支援をいただき厚く御礼を申し上げます。

病院の運営状況、決算の状況に入らせていただきます前に、前年度の決算特別委員長報告における施策の推進上の改善または検討を要する事項等につきましては、御指摘等なかった旨御報告いたします。

さて、県内には、国立、県立を含め46の精神科病院があり、約8,000名の方が入院しておられ、こころの医療センターには120名ほ

どの患者さんが入院されています。

当病院では、医師不足が続いている中、現状ででき得る限りではございますが、県内精神科医療のセーフティーネット機能という責務、役割を誠実に果たしているものと考えます。

また、平成20年度病院局発足当時、多くの常勤医師が退職して以来、新規外来患者の受け入れを制限し続けおりましたが、徐々にではあります、新患もふえてきており、さらに、現下の課題となっております発達障害児・者対策の一環として、思春期医療にも取り組みを始めました。

しかし、医師の絶対数とともに、特に経験豊富な医師不足も障害となって、県民の皆様、患者の皆様の期待にはしっかりと応え切れてない面もあるかと思えます。

経営面では、第1次の中期経営計画に掲げました一般会計からの繰入金削減等に取り組み、平成20年度から平成24年度までで総額約10億円、平成24年度には、平成19年度と比較すると約25%、2億5,000万円を削減いたしました。この期間中でも、わずかではありますが、黒字経営を続けてまいりました。

次に、私なりに感じる当病院に対する県民の皆様方からの評価というものを申し上げます。

率直に申し上げまして、かつて当病院に対して、県民の皆様、また県議会の皆様からもいろいろな御批判があっていたことも事実であります。

平成20年度病院局として発足以来、県民、患者の皆様、そして御家族の皆様方の要請を真摯に受けとめ、職員も努力を重ねてまいりました。

病院局発足当時、私自身この病院に在籍しておりましたが、当時に比べ、職員の精神科医療に対する意識や経営参画への意識の向上を感じております。

また、当病院では、学識経験者、県内民間

精神科病院、患者家族の代表、税理士等、外部委員による運営評価委員会も立ち上げておりますが、委員の皆様からも当病院の取り組みなどについては一定の評価をいただいております。

一方で、評価委員会の皆様からは、県民の皆様にご当病院の設置の必要性や取り組みなどについてもっと理解を深めていただけるよう、積極的に情報発信等を行うよう御指摘をいただいております。職員も、看護学会や研修会等、さまざまな機会に積極的に参加し発表を行うなど、一丸となって取り組んでおります。

次に、病院が抱えている課題について申し上げます。

まず、医師確保についてであります。病院局発足時に多くの常勤医師がやめた原因であります疲弊感に関しては、引き続き不安を持っております。

精神科医師不足という社会的背景がありますが、継続的に医師の派遣をいただいている熊本大学との連携を引き続きしっかりと図ってまいります。

また、患者の皆様への地域生活支援や思春期医療など新たな医療にも取り組みながら魅力ある病院を目指し、医師確保につなげてまいりたいと思っております。

次に、病院の経営面についてであります。

新規外来患者の一定の抑制と4病棟のうち1つの病棟の休止という状況が続いており、収益面で経営計画に掲げた目標を達成していない状況にあります。

一方、費用面では、経費削減、特に、正職員から嘱託、臨時、委託への振りかえ等により経費を抑えることで、全体としては黒字経営を続けております。

引き続き、安定的な経営を目指してまいります。

次に、平成24年度の運営状況について御説明いたします。

医療面では、発達障害を初めとする思春期医療について、県内精神科医療機関等で診察が3カ月から6カ月待ちという状況に少しでも応えるため、当病院でも取り組むべきとの判断から、昨年4月からこころの思春期外来を始めました。

スタート当初は、当病院常勤医師を東京に7カ月間研修派遣しながら、熊本大学や民間病院から5名の医師に協力いただき、週1回、半日の診療で開始いたしました。下期は、研修から帰院した医師を中心に、週2回、半日の診療体制で診療に当たり、平成24年度の思春期外来の患者数は、新患42名、延べ224名という実績でありました。

本年度からは、研修を行った医師を中心に、当病院医師のみの体制で、引き続き週2回、半日の診療を行っておりましたが、患者数が増加傾向にあり、11月から診療時間の拡大を図ることとしております。

経営面では、平成24年度医業収益がやや増益となったものの、医業費用の面で、平成22年度を中心に多くの中堅看護師の退職に伴い、医療の安全面で問題も発生しつつあったことから、平成23年度、24年度にかけて看護師を採用したこと並びに県の財政再建期間中実施していた給与削減措置の終了に伴い給与費が増加したことなどにより、平成23年度決算よりもやや悪化をいたしました。何とか全体収支で2,000万円余の黒字を確保いたしました。

最後に、昨年度策定した第2次中期経営計画について御説明いたします。

後ほど詳細に御説明いたしますが、計画にも掲げております県立病院としての役割を踏まえ、県民の皆様の要請に応えるべく、思春期医療の充実とともに、新4カ年戦略に掲げてあります障がい者の地域での暮らしを支えるという視点から、地域生活支援室の設置に取り組むこととしております。

今後とも、より一層県立病院としての使命

や役割を果たすべく、職員一丸となって努力を続けてまいりたいと考えております。

以上が病院運営の概要についてでございますが、平成24年度の病院運営、決算状況及び第2次中期経営計画の概要については、後ほど総務経営課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○松田三郎委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○松見監査委員 それでは、病院事業の決算審査結果につきまして御説明いたします。座ったままでの説明をお許しください。

お手元の病院事業会計の決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお願いいたします。

1ページの第2、審査の結果でございますが、平成24年度熊本県病院事業会計の決算諸表は、病院事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めております。

次に、2の経営状況についてでございます。

(1)の病院事業の経営成績につきましては、総収益が15億1,500万円で、昨年度より1,700万円減少しております。一方、総費用は14億9,500万円となり、昨年度より100万円余減少しております。この結果、当年度純利益は2,000万円となり、昨年度に比べ1,600万円減少しておりますけれども、平成15年度以来、引き続き黒字となっているところです。

次に、少し飛びますけれども、9ページをお開きください。

9ページの下段のほうになりますけれども、第3の審査意見につきまして御説明申し上げます。

1つは、医師確保についてでございますが、熊本大学との連携等によりまして、常勤医師5名、非常勤医師11名、うち5名は思春期外来ということでございますけれども、そ

の体制は維持できているものの、安定的な医療体制の確立のためには、さらに知事部局とも連携し、常勤医師の確保、とりわけ経験豊富な中堅医師の確保、育成に努める必要がございます。

(2)の経営計画の確実な実施についてでございますが、これまでの医師不足に伴う新規外来患者の抑制の影響は大きくて、医業収益も伸びていない状況となっております。また、医業収支比率も依然として全国平均を下回る水準が続いております。

今後は、平成25年3月に策定されました熊本県立こころの医療センター第2次中期経営計画に沿って計画を確実に実施し、患者数及び医業収益のさらなる増加に向け取り組む必要がございます。

また、休止病棟の利活用につきましても、同計画に基づく新たなニーズに取り組む中で、病棟再編等を含め速やかな検討を進める必要があるというふうにしております。

説明は以上でございます。

○松田三郎委員長 次に、総務経営課長から決算資料の説明をお願いします。

○林田総務経営課長 総務経営課の林田でございます。着座により説明させていただきます。

決算状況の説明に入ります前に、本年度の監査結果公表事項についてでございます。

お手元の資料、監査結果公表事項のとおり指摘事項はございません。今後とも適正な事務の執行に努めてまいります。

また、先ほど松見監査委員から、決算審査意見として、安定的な医療体制のために、知事部局とも連携した常勤医師の確保について、そして、本年3月策定した第2次中期経営計画の確実な実施による患者数、医業収益の増加に向けての取り組み、また、新たなニーズに対応する取り組みの中で、休止病棟の

利活用等の速やかな検討を進められたいとの御意見がございました。

まず、医師確保につきましては、引き続き熊本大学を中心に派遣要請を行うとともに、知事部局とも協議しながら、県のドクターバンクへの登録やホームページの募集を行うなどして、常勤医師、とりわけ経験豊富な医師の確保に努めたいと考えております。

また、思春期外来を担う医師を長期研修に派遣するなど、医師の専門性を向上させるための対応についても、引き続き進めてまいります。

次に、第2次中期経営計画の確実な実施、患者数及び医業収益の増加についてでございます。

経営計画を実施していくための年次計画であるアクションプランを策定しており、これに沿って計画を確実に実施し、医療サービス向上、医療提供体制の強化を図ることにより、患者数の増加、ひいては医業収益の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、先ほど局長からも説明しましたとおり、新たな経営計画において地域生活支援室の設置や思春期医療の充実に取り組むこととしており、それらの検討を進める中で、休止病棟を含めた病棟再編についても検討してまいりたいと考えております。

それでは、決算の状況を御説明いたします。

本日お配りしております資料のうち、平成25年度決算特別委員会説明資料に沿って説明させていただきます。

まず、病院の概要でございます。

○松田三郎委員長 こっちのほうですね、縦になっている。

○林田総務経営課長 縦のこの資料でございます。

まず、病院の概要でございます。

当院は、平成9年に全面改築の上、もとの富合病院からこころの医療センターとなり、16年余りが経過したところでございます。

病床数は200床でございますが、平成20年度から50床を休床とし、現在、肺結核との合併症のための病床10床を含む150床で運営しております。

診療科目は、そこに記載しております精神科、神経内科等でございます。

当院は、精神保健福祉法により県に設置が義務づけられているものでございます。

また、経営形態としては、平成20年4月から、地方公営企業法の全部適用を受け、より独立性の高い病院局として運営しております。

当院では、ページの中ほどにあります、県内精神科医療の中核的機能を有する短期治療型の病院、政策的医療を中心とした高度医療サービスを提供する病院、利用者の人権に配慮したアメニティーに富んだ病院、そして地域とのつながりを持った開放的な明るい病院、以上4つを基本理念といたしております。

この理念に基づき行っている医療活動の取り組みを枠の中に記載しております。

主なものを申し上げます。

まず、②殺人等の重大な犯罪を犯した精神障害者、措置入院者の治療でございます。

措置入院とは、自分自身を傷ついたり、他人に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合に、法に基づき一定の条件のもと行われる本人の意思によらない入院でございます。

本年3月末で、県下に44人いる措置患者のうち、県下で最も多い27.3%に当たる12人を受け入れております。その問題行為は、殺人、傷害等でございます。

③覚醒剤、アルコールの薬物中毒・依存症、受刑者出所後の地域生活支援についても取り組んでおります。

2ページをお願いいたします。

④県立病院としての役割であるセーフティネットとして、他の医療機関等からの治療困難患者の受け入れを行っております。入院患者の約6割、外来患者の4割が依頼・紹介患者であり、それらの患者は重度の方が多いという状況でございます。

⑤熊本県精神科救急医療体制における精神科救急情報センター指定病院、精神科救急医療施設指定の輪番病院、精神科後方病院の役割を担っております。

組織としては、下段の図にありますように、診療部、看護部等から成り、病院事業管理者以下、88人の体制でございます。

3ページをお願いします。

平成24年度の状況を御説明します。

まず、医療の状況でございます。

中段の図1をごらんください。1日平均の入院患者数と病床利用率の推移でございます。

平成20年度に、医師不足により病床200床のうち50床を休床としたことから、入院患者数は、20年度以降大きく減少いたしました。ここ数年、120人を切る数で推移し、24年度は118.0人ございました。病床利用率は、ここ数年78%前後で推移しており、24年度は78.7%ございました。

下段の平均在院日数の推移でございます。

平均在院日数は、19年度に比較的高い数字が出ておりますが、おおむね140から160の間を推移しており、24年度は141.5日となっております。理念にも掲げておりましたように、短期治療型病院の実現を目指しており、この数字は県平均299.1日の半分以下となっております。

4ページをお願いいたします。

次に、外来患者でございます。

中段の図3をごらんください。

入院患者と同様、医師不足となり新規外来患者を抑制せざるを得なくなったことから、平成20年度以降大きく減少いたしております。

す。1日平均の外来患者数は、ここ数年90人前後で推移し、24年度は89.6%となっております。なお、24年度の新規外来患者数は388人で、前年度から26人増加いたしております。

次に、経営状況でございます。

まず、決算の状況でございます。詳しくは右の表1のとおりでございますが、概略を申し上げます。

4ページ下段をごらんください。

24年度は、総収益15億1,500万円余に対し総費用14億9,500万円余で、差し引き2,000万円余の黒字を確保することができております。

医業収益は7億8,500万円余で、入院患者の増により、若干ではありますが、増加しております。医業外収益は7億3,000万円余で、前年度より2,000万円余の減となりました。これは一般会計からの繰入金の減等によるものでございます。

医業費用は13億9,800万円余で、医療の質の維持、確保の観点から看護師を採用したこと及び給与削減措置終了に伴う給与費の増がありました。経費の節減等により、総費用では若干減少をいたしております。

以上により、経常損益が2,000万円余の黒字、対前年比1,600万円余の減となったものでございます。

5ページ下段でございます。

一般会計からの繰り入れでございます。

24年度は、前年度比1,900万円余減の7億2,000万円余となっております。一般会計からの繰り入れは、20年度以降縮減を続けており、24年度は19年度比で2億5,000万円縮減するという縮減計画に基づくもので、縮減額は20年度からの5年間で10億円余となっております。

6ページをお願いいたします。

決算の推移でございます。

図4をごらんください。純損益及び累積欠

損金の推移でございます。

平成14年度に16億円以上ありました累積欠損金も順調に減少し、今回の純利益2,000万円余により、24年度は約7億6,000万円まで減少をしております。

続きまして、図5の人件費及び医業収益に対する人件費比率の推移でございます。

24年度の医業収益に対する人件費比率は118.3%となっております。医業収益よりも人件費が高いということが恒常的に続いている状況でございます。

7ページをお願いします。

経営目標と実績値の比較でございますが、平成21年3月に策定した中期経営計画に経営の目標値を定めております。

表3のとおり、1日の入院患者数の目標133人に対し、24年度は118.0人、1日の外来患者数の目標110人に対して、24年度は89.6人でございました。

その他、デイケア数、作業療法件数に係る経営目標と実績は、それぞれ記載のとおりでございます。

24年度は、4つの目標とも達成することができなかったという状況でございます。やはり医師不足というのが大きな要因になっているものと考えております。

そのような中、24年度は、熊本大学等との連携により、常勤医師5名、非常勤医師11名の医師体制により運営いたしました。

また、24年4月からは、こころの思春期外来を開設し、現在週2回の診療日を設け、先ほど局長から御説明いたしましたように、受診者も順調に伸びているところでございます。

今後も熊本大学に協力をお願いしながら、医師の確保、とりわけ経験豊富な医師の確保要請に努めるとともに、本年3月に策定いたしました第2次中期経営計画に基づき、効率的、効果的な運営を図り、外来患者、入院患者の確保に努めてまいりたいと考えておりま

す。

次に、第2次中期経営計画について御説明いたします。全体版もお手元にあるかと思いますが、概要版により御説明いたします。

ただいまごらんいただいている説明資料の後ろにA3の計画概要版をつけておりますので、そちらをお開きください。

まず、右肩にありますように、この計画は、県の幸せ実感くまもと4カ年戦略、第6次熊本県保健医療計画の関係部分の基本方向を反映させております。

4カ年戦略では、障害のある人の暮らしの応援の記載、保健医療計画では、児童・思春期、依存症等の専門疾患に係る診療体制の充実等の記載に沿った内容となっております。計画期間は、本年25年度から29年度までの5年間でございます。

主な内容としては、左側中ほどをごらんください。

大きく県立病院として果たすべき役割と安全で質の高い医療の提供があり、県立病院として果たす役割の中に、二重丸で示した継続・充実する取り組みと新たなニーズに対応するための取り組みがございます。

継続・充実する取り組みとしては、セーフティーネット機能の維持、充実を初めとする4つの項目を掲げており、具体的な取り組みを中央付近に記載しているところでございます。

2つ目の新たなニーズに対応するための取り組みが、この計画のポイントとなるところでございます。

まず、①患者が在宅等で安心して暮らせるための支援の充実として、地域生活支援室の設置を26年度設置を目途として記載しております。これにつきましては、26年4月設置を目指して具体的な検討を進めているところでございます。

次に、②発達障がいを含む児童・思春期の患者に対する早期治療の実現として、児童・

思春期入院施設の開設を、こちらは29年度開設を目途として記載しております。

これらは、診療体制の再構築、病棟再編につながるものと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松田三郎委員長 これも一緒になってとるわけですね。説明も兼ねとるわけですね。

○向井病院事業管理者 今の決算の概要を、これまでの経緯だとか、そういった人の動きですとか、そういったものを詳細に掲げさせていただいております。

○松田三郎委員長 以上で病院局の説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○小杉直委員 説明資料の1ページで、括弧の中の上記患者の問題行為で、その2行目に処遇困難者殺人2名と書いてありますが、この処遇困難者というのは、どういうふうな実態ですか。

○濱元院長 処遇困難という例は、一般の病气プラス本人の生活歴とか、本人がどんなものを学んできて、ほかの人にどう対応するのか、そういう問題を含んで、周りがかなりそのことを配慮しながらつき合っていかなくはいけない、もしくはその辺を変えるのに非常に時間と人手がかかるという、そういう定義にしております。詳しくは前院長の花輪が書いております。

○小杉直委員 上記患者問題行為で、今の行は「上記以外(現在は措置以外)で、処遇困難者殺人2人」と書いてあるわけですね。この措置以外で処遇困難者2人というのは、これは病院外にいるという意味ですか。病院内に

いるという意味ですか。

○濱元院長 病院内におります。

○小杉直委員 花輪前院長がおっしゃったのは、何をおっしゃった。

○濱元院長 処遇困難例という言葉の定義です。

○小杉直委員 具体的には、病院内では、ちょっとわかりやすく言うならば、どういうふうな処遇といいますか、こういう面が困難だというふうな、例的に1～2おっしゃるなら、どういうことですか。

○松田三郎委員長 挙手していただいて…

○濱元院長 処遇困難というのは、先ほど言いましたように、いろんな経過を持って問題を持っているんですけども、実際退院をさせるとなると、その本人がもう一回同じ事件を起こさないとか、地域が受け入れてくれるかどうかとか、そういう本人の社会生活をもとに戻していく上で非常に難しいケースというふうに考えております。

○小杉直委員 ちょっとくどいようで何ですが、この殺人2人というのは刑期中ですか。もう刑期が終わっているわけですか。

○濱元院長 刑期は終わっています。

○小杉直委員 差し支えなければ、熊本で判決を受けたとか熊本県内で殺人を起こしたというような人ですか。人物ですか。

○濱元院長 詳しくはちょっと覚えていないんですけども、県外での事件だったように

思います。

○小杉直委員 はい、わかりました。以上です。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○氷室雄一郎委員 地方公営企業法全適以降、非常にさまざまな経営改善が行われてきて、成果は今御説明がありまして、そういう病院全体の職員の大変困難な中で、非常にもっと負担を強いられるような場面もあったというわけでございますけれども、結果的には、経営の面からいけば改善が見られていると。

また、25年3月に、中期経営計画が、29年まで5年間のスパンで示されているわけですが、さらに、その経営改善等がこの計画によって進むということが一番理想的なんですけれども、課題も先ほどお示しがありました。

その中で、特に医師不足の問題が非常にあります。さまざまな御努力をされているんですけども、なかなかうまくいかないということもございますけれども、私は医師の待遇の問題もあるんじゃないかと思うんですが、ある程度決められた中での医師の待遇で、一般の病院等で、その辺の比較といいますか、待遇面も非常にかかわってくる。最終的にはその辺にかかってくるのではないかと思うんですけども、その辺のちょっと御説明をしていただければと。

○向井病院事業管理者 私から説明いたしますが、氷室委員から、私のほうの改善取り組みに対しての評価をいただいたと思います。

第1次経営計画を立てる段階で、非常に、私どもの病院は10億円の繰入金をいただいておりますので、その削減というのが第一歩のスタートだったというふうに思います。

それで、経営計画を立てて、25%削減ということをお示しして、議会のほうでも御承認いただいて、それをスタートして大体目標どおりにはまいりましたが、いかんせん、今先生から御指摘がありました医師の確保というものが、やはり思うようにできなかった。この結果が収益の増につながらずに、何とか黒字はできたんだけども収益がふえなかった。

一方で、歳出部門、特に人件費、冒頭申し上げましたとおり、人件費を削減して黒字にしたものですから、私の感じるところでは、もう削減の部分というのは大体いっぱいいっぱいかなという気はいたします。

今後、第2次計画を立てるに当たって、さらに一般会計からの繰り入れを削減するという目標も本来は立てるべきであったかもしれませんが、なかなかそこまでは難しいなどという判断を私なりにいたしました。

では、何をそこに県民の方々に返すかという中で、今問題となっています発達障害、あるいは、入院から地域に帰すという、そういう要請があっているものですから、実は、そこには、収益に伴わない——やっぱり入院しとっていただければ一番いいんですが、それには、外にいらっしやったり、あるいは発達障害を含めて思春期医療というのは相当時間もかかりますので、やはり収益が伸びない。そういった面で、入ってくる金が非常に厳しくなりはしないかというところがございます。それでも何とか黒字経営をその中では続けていかなければならないというようなことで考えております。

費用の面では、なかなかもういっぱいになっているかもしれない。入ってくる金は少ない。その中で県民の要請に答えていくという中で、この第2次計画というもので頑張っていきたいということを狙いとさせていただいております。

もう1つ、今氷室委員からお話がありまし

た医師の確保に係ります処遇の問題。

実は、県にはたくさんのお医者さん、保健所長も含めていらっしやいます。やはりこれは、給与面では、看護師も含めて、ほかの組織にいらっしやる方と同じ県の組織でございますので、そんなにそこを伸ばすということは難しい。人事当局にも、先生方は非常に大変な現場で頑張っている。保健所長もしかりでございますし、今保健所長も相当少なくなってきていますから、処遇改善というものを私のほうから総務部サイドには要望はさせていただいておりますが、それでもそんなに処遇というものは伸びないんじゃないか、上がらないんじゃないかと、民間に比べれば。

それには、一方で例えば研修に行っていたとか、何か違った面で先生方に提供し、そして、この思春期医療にもつながりますけれども、そういう、東京に半年間研修にやるそのことが、若い先生方にも来ていただく一つの一助にはなりはせぬかというような思いもありますので、何とかそういう面で、処遇といたら何ですけれども、何かそういう機会を設けて、一番私なりに感じています疲弊という問題を——いつか離れるだけでも大分違うんじゃないかという中で、今の研修に行っていたとかいったことでできないかというのはございます。ただし、やはり全体数が少ないというものがございます。

もう少し済みません、委員長よろしゅうございますか。

実は、自治体病院は、県内に21、市町村も含めてございまして、全国では診療所も含めると1,060ぐらい。この自治体病院の集まりで自治体病院協議会という全国組織がありまして、そこから国に対して要望を差し上げています。この中には国会議員の議員連盟がございまして、県内では坂本先生と金子先生に会員になっていただいております。そこを通しながら国に要望させていただく。大きな項

目の中にこの医師確保という問題を提案させて要請させていただいているというのが現状でございます。

全国的にも非常に大きな問題でございますし、その中には大きな2つの項目がございます。1つは、特定診療科目、小児科、産婦人科、外科、そして精神科の医師不足というのがもう出されております。一方で、都市偏在という、東京だとかそういった大都市に集まってしまうという問題がございます。このあたりを何とか解決していただきたい。具体的な提案も規制という名前も使ってさせていただいていますが、なかなか直には効果が上がってないという状態でもございます。ちょっと横道にそれましたけれども……。

○氷室雄一郎委員 改善もかなり進んでまいりまして、また、第2次計画が5年間にわたるスパン、その中で恐らくもう少し改善は進むのであろうという期待はしているんですけども、先ほど医師の待遇の問題、一応上限みたいなものは、民間企業とは違いますのであると思うんですけども、先ほどおっしゃったように、単なる使命感だけでは、あるいはまた責任感だけでは、この病院でなかなか——医師が継続して頑張っていたくという状況、先ほど疲弊感みたいなものを持っておられるということもお話ございました。

だから、今お話がございましたように、何らかの形でここで勤務をして、もちろん給与とか待遇面、ほかの面のメリットをやっぴりたくさん考えて国にも求めていかないかぬと思いますけれども、ここに勤めれば、待遇というよりも、もっとほかの面で非常に有益な時間を過ごし、また勤務医としての責任を果たすことができる。その辺の何かものを国とのやりとりの中でしっかりかち取っていただくということが私は最大の主眼じゃないかと思っておりますので、その辺は期待して、また、今後しっかり取り組んでいただければ

と思っております。

○松田三郎委員長 氷室委員からの応援ともとれるような御意見でございました。

○岩中伸司委員 関連でいいですか。

今本当に医師不足が一番の苦労のように感じますね。そこで、24年度の場合は、熊大や民間の病院に協力をしていただいて何とか確保していただいたということですが、民間は幾つぐらい、病院は何カ所ありますか。

○向井病院事業管理者 今の岩中先生のお尋ねは、発達障害の民間からの派遣だというふうに考えてよろしゅうございますか。

熊大も含めて、5病院から5人の嘱託の先生、1週間に1度来ていただいて、そして思春期医療に取り組んでいただきました。その間うちの医師を東京に派遣して、そして思春期医療を勉強して、そして後期に帰って来ました。そこから取り組みを正式に始めたという状況でございます、思春期医療に関しては。

○岩中伸司委員 ちょっとお尋ねですが、この医師の数でいけば、今5人ですよ。5人ということと、それに派遣していただいて、その5人のうちから研修に行っていたという理解をしとっていいんですか。

○向井病院事業管理者 うちのほうから東京に派遣しましたのは、常勤の医師を1人派遣しました。それで、平成24年度は、11人の嘱託の医師という非常勤の医師ということで報告させていただいておりますけれども、その11人のうちの5名が、民間とそれから熊大からの派遣の医師ということでございます。

○岩中伸司委員 もちろん熊本県の施設ですので、熊大との連携は行っていると思うんで

すが、なかなかずっと——最近は特にですが、大学の医局となかなか医師の派遣で派遣してもらえないというのがあるんですけども、これは熊大の場合はそこは協力的になっているんですかね。

○向井病院事業管理者 おかげさまで、この熊大の精神科の先生、実は6年前に熊本にお見えになられました。それまでの熊大の精神科の教授が、なかなか臨床医を出していただかなかった。育てられなかったというのは失礼ですけども、そういう状態で、背景には精神科の医師不足があっておりました。

今度来られました先生が6年ぐらいたちまして、大分育ててこられました。うちのほうからも、特に今評価委員会のメンバーに入っているということもありますが、私なりにやっぱり先生方に、熊大の教授にやはりよく会って、うちの事情を話しながら、できるだけ派遣していただくようなつながりを持たなきゃいけないということで、大体3カ月4カ月に1度はお会いして事情もお話しし、そして要請はしてきておりますが、いかんせん絶対数が足りないというような状況でございます。医局に入られる方も1桁だということをお伺いしておりますが、それでもおやめになられたり亡くなられたりする精神科の先生方もやっぱりそのぐらいいらっしゃる。絶対数がやっぱりなかなかふえないというのが背景にはございます。

おかげさまで、教授からは、国立と県立には優先して出そうというようなことで、そういうお言葉はいただいております。やはりそれでも民間が足らなくなっていて、きょうは健康福祉部の医監がおりますけれども、保健所の所長で精神科の先生が民間に行かれています。菊池の有働病院の院長は、実はうちのほうの精神科医が今院長に行っておりますが、そういった状況で、相当民間のほうに行かれているというのが現状でございます。

○岩中伸司委員 大変苦労されている内容は、私も十分わかります。特に今、熊大のその教授の先生は問題意識が——非常に理解していただくということをお聞きしまして、3～4カ月に1回ぐらい話をしているということですけども、もっと緊密に連携をとらないといかぬなという、お互いに連絡をしながら努力をしていただきたいというふうに思うんです。

やっぱり病院やそれぞれ診療所は、お医者さんがどう確保できるか、もう医師の確保に尽きると思うんですね。ここはやっぱり大事なことですので、難しい問題がたくさんありますけれども、例えば久留米大学とかほかの大学との連携は、今は全然——それを余りやったら熊大等が薄くなったりするもので、それは大変だと思いますので、今理解していただいている先生がいらっしゃるということで、ぜひ積極的にかかわりを持ってほしいというふうに思います。

○向井病院事業管理者 平成20年度に常勤の先生が大量にやめられたときに、実は佐賀大学とか久留米大学に行きましたけれども、もうやはり派遣は無理だということを言われました。やはり熊大にお願いするしかない。

やはり熊大の教授もとてもお忙しくて、我々も面会時間15分というようなことを言われますのですが、やはりそこは30分なり45分なりは粘ってお話をきて、だけどちょいちょいというわけにはやっぱりまいりませんで、それでもやはりいろいろな御意見をいただいて、例えば魅力ある病院を、やっぱり若い人たちが行きやすい、行きたいというようなそういった病院づくりをやってくださいますか、そういったお話は伺っておりますので、それなりの考えを持ってやらせていただきたいというふうに思っております。

○前川収委員 私も決算委員会は久しぶりですけれども、以前に花輪先生が我々に手紙を送っていらっしやったころから比べれば本当に御努力なさって、県の一般会計からの繰入金についても努力の成果が見えてきているというふうに思っています。

そもそも法律による必置義務のある病院ですから、これをやめるといふわけにはいかないわけですから、これはやっていかなきゃいけません、当時から、他県では、公立病院じゃなくて民間病院がこの必置義務を負っていただいている県もあり、公立病院として運営しなくても民間病院がそれを負っていただいていたと。今でもそうでしょうけれども、そういう県も幾つもあるという話でありましたから、当時私は、やってくれる人がいれば、施設としては県営の施設であっても、病院全体の施設の運営を民間に委託できないんだろうかなということを考えていた経緯があります。

これは、別にこころの医療センターだけではなくて、公営病院が持っている潜在的——潜在的と言っているのかどうなのか、どこでもほとんど赤字経営という部分であります、民間の病院が全部赤字ですかと言われると、そうじゃない。つまり、公営と民間との違いという部分がやっぱり潜在的な部分であるんだというふうに思っています、それを乗り越え得るのかどうなのかというのは非常に難しい部分だと思います。

とりわけ、熊本県におけるこのこころの医療センターというのは必置義務があって、受け入れざるを得ない部分で採算性を度外視しなきゃならない法的な義務がある、社会的義務があるということもよくわかっていますけれども、こういうプロセスがあったわけですね。純粹の企業経営にしてきた経緯も含めて、そのプロセスの中で民間委託と、病院をどなたか経営いただけるような部分に委託しようとか、そういった検討とかそういうのは

あったのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思いますが。

○向井病院事業管理者 平成20年度に、病院一部適用から、公営企業法の全部適用になりました。そのときに検討されている中で、独法であったり、あるいは指定管理者になったりというのはございました。そういうあり方検討委員会という外部の識者を設けての検討委員会の中で、最終的には我々も健康福祉部の中におったものですから、その先生たちのメンバーの中で、どういう方向で行こうかということ、随分各県——例えば福岡でしたら、もう指定管理者になってまいりましたので、その辺の状況も聞きながら、まずは、それじゃ全部適用でやってみよう、その結果を見て次に考えるよというお言葉があったというふうに聞いております。

やはり私どもも、この病院が県民の皆さんからどういう評価をいただけるかが一番だと、それによっておのずから変わっていくんだよということを職員にはしっかり申し上げます。そういう意識を持って取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。

○前川収委員 今いみじくもおっしゃいましたけれども、これがこのままでしっかりやっていたら一番いいんでしょう。しかし、これはもうずっと固定的ですよということではないというお話もございましたけれども、やっぱり県民の皆さん方にとって必要な病院がきちっと担保されていくということについては、経営体がどうであれ担保していくという部分はやっぱり必要であります。

それは、経営の形態が県民にとってプラスかマイナスかというのは別に、公営である必要があるのかどうなのかというのは、また別な次元の議論かなと思っていますから、今すぐどうこうではないにしても、常にそういう

視野は持った上で、お考え——これはむしろ病院というよりも、県全体がお考えにならないきゃならない部分でしょうけれども、そういう視点は捨てずに持って行っていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○松田三郎委員長 私もちよっと1点だけお尋ねしますが、こころの思春期外来、これを始められたというのは、実は私は不勉強で知りませんでして、素朴に思いますのは、例えば発達障害児の対策として、県の組織でいくと、こども療育センターがあるわけですね。

例えば、発達障害だろうと何か診察をしてほしいという場合に、親御さんを含めて、まず療育センターに行かれるのか。あるいは、このこころの医療センターに行かれるのか。どちらでもいいのか。あるいは、療育センター等ではなかなか難しい、もっと重度なといいますか、療育が必要な、あるいは治療が必要な方がこころの医療センターに行かれるのかというのは、向こうの事情は詳しくは御存じないかもしれませんが、大体の傾向として、どういったものだろうかと思いましたが、ちょっとお答えいただければと。

○向井病院事業管理者 実は、この辺は県民の皆さん方に私たちからの発信が弱いんだろうと。

実は、こども総合療育センターは、やはり小学生までを大体ターゲットといいますか、受け入れられていると。だけど、高学年になると、やはりちょっとなんか難しくなるので、民間のやられているところに行っちゃる。この発達障害から2次障害になって、やっぱり精神障害になられる方もいらっしゃるというようなことも伺っています。

私どものほうが、こども総合療育センターで小学生までやられるなら、それから以降の19歳まで、このあたりを私どものほうで、発

達障害を抱えられている中学生だとか、その辺を高校生あたり担おうかというようなことで始めさせていただきました。

やはりどうしても県民の方からは、どっちに行くかとか、あるいは両方兄弟を持っていてどうするのかとか、そういったお話もございまして、これは原則でやっているんだから、両方見るところは見ましようというようなことで最近はやらせていただいておりますので、うちのだけでも、実はお申し込みがあってもすぐ対応できないときもあります。そういうときには、やはり民間のほうであつてますのでというようなことでお知らせしたりして、何とか県民の皆さん方ができるだけ困らないようなやり方でやらせていただいているという状況でございます。

○松田三郎委員長 思春期とついてましたから、ある程度上の年齢かなと思いましたが、例えばきっちり低学年までは療育センター、その上はこっちというわけではなくて、ある程度年齢的なものはあるんでしょうが、今おっしゃったように、柔軟には対応していただけるということと……。

ほかに。

○森浩二副委員長 玉名からこのこころの医療センターに通ってたんですよ。その人は、うつ病とちょっとアル中があつて通ってたんですが、途中犯罪を犯して、私が保護司で環境調整でずっと3年間見てたんですよ。やっぱり玉名から通うというのがちょっと苦痛になって1カ月ぐらい逃亡したんですよ。また捜し出して行くんですけども、病院は悪く言わないんですよ。ただ、行くのが苦痛で、だから玉名あたりでも治療を受けられないのかなと思つてですね。そういうのがあつたものですね。

○向井病院事業管理者 私のほうから。

県内には46の精神科病院がございますので、患者さんから近くにとのお話があれば、それは病院同士で連絡をとり合っ、そちらでいかがでしょうか。しかし、玉名のほうの病院のほうで受け入れがどうかというのは、まずはございますので、そこで大丈夫だとおっしゃれば、御本人さんあるいは御家族の方と病院側とのうまく調整ができれば、それは可能だというふうに思います。

ただし、いろいろな問題を起こして、やっぱり民間ではちょっとお断りという患者さんもいらっしゃるから、そこはもううちのほうで場合によっては閉鎖病棟で入院していただくというようなことも中にはあろうかと思えます。ケース・バイ・ケースですので、どういったケースかというのがなかなかわかりませんが、そういったことでやらせていただいているという状況でございます。

済みません、ちょっとうちの院長から説明。

○濱元院長 今回のケースなんですけれども、県立病院というのは、表向きは今言われたような思春期医療とかそういうものを看板に掲げてはいるんですけれども、ひなたがあれば日陰があるという形で、やっぱり前は殺人とかという人を措置入院で引き受けてたんですけれども、今は医療観察法になりましたので、それ以外の問題を抱えた人を診ることが多くなったんですね。

例えば、今言われたアルコール、薬物というのが主体で、それでも県内にはいろんなところがあったんですけれども、うちでないところも多分あったんじゃないかと思えます。ただ、距離的な問題があったと思います。

疲弊の原因も、その辺にあるものですから、何とかやれるということであれば、先ほど向井も言いましたが、時々休みながらであればやれると思うんですけれども、今でも薬

中の方が、ある病棟には20%今入院しています。それも、最近のハーブの人とか、そういう人をなかなかほかの病院で受け入れてくれないものですから、最終的にはうちの病院に来ることになります。その辺で、ちょっと遠くてもうちに通ってきなさいよみたいな話になることはあります。

○森浩二副委員長 ただ、保護観察中だったんですよね。だから、私が環境調整で見たいんですけども、そういうときには移動、病院変えられないのかな。

○濱元院長 受け入れていただける病院があれば、移して……。

○森浩二副委員長 あればいいんですか。

○松田三郎委員長 詳しくは、後ほどまた聞いてください。

○山口ゆたか委員 例えば今、森副委員長のお言葉だったら、自分で通うというのがあるじゃないですか。例えば、障害の関係じゃ、移動支援であるじゃないですか。民間が委託を受けて、その病院まで送迎するというのもあつたりしますので、そういうのもありかなと思ったりするんですけれども、あと1人、運転手というのが1人はいらっしゃるんで、そういうので送迎はできないのかなとちょっと思ったので、ちょっと私も尋ねてみたんですけれども。

あと1点、手前みその話なんですけれども、上天草病院が、ここ5年、医師確保の人数がどうかということは、まだはっきりは聞いてないんですけども、経営的には、すごく5年安定して経営されているんですが、なぜこれだけある程度の医師が確保できるのかというのは、この説明書とかこういう決算書には出てこない努力をされているんですよ

ね。

例えば、診療の合間にお医者さんと会話をしたりとか、診療が終わった後に、会食しながら、今の現状とかをみんなで話すことで分担したりという。何かこう制度だけではなくて、そこを取り巻く環境あたりもすごく医師の疲弊感を取り除く大きな要因じゃないかということが大体わかってきて、そういったことも積極的にやっていただきたいなど。

そういった中で、新たな生活支援室とか、新規の対策であるとか、そういったことにも取り組んでいただいて、そしてまた、セーフティーの役割も果たしていただきたいというふうには感じております。

民間の方も、すごく県立病院の役割は大きいんだということを理解しておられますので、なかなか経営的には厳しい批判もあるという説明もありましたけれども、そういった中で新たな取り組みを行いつつ、県内の精神科の最後のとりでということの役割を果たしていただきたいというふうに思います。意見として言わせていただきます。

○松田三郎委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 こころの医療センターの皆さん方には、大変な御苦勞の中、経営運営をしていただいているというふうに思っています。

1 ページで、先ほどちょっと小杉委員からも御指摘、御質問があったように、殺人を起こされた方、傷害の方、やっぱりいろいろな、非常に一般的にはちょっと、社会的には怖い存在の方々が入院されているというふうな施設なのかなというふうに思いますし、覚醒剤だとか、アルコールの薬物中毒——以前向井さんが管理者じゃなかつたときに、何かライターで放火をされたというふうな話もちょうと聞いて、そういう、非常にある部分では社会と断絶をするというか、余り開放的ではな

いような病院経営をしないといけないというふうな状況の中で、この基本理念の中に「地域とのつながりを持った開放的で明るい病院」というふうな、実態とはちょっとそぐわないような基本理念を掲げていらっしゃるというふうには思うとですよ。それは、生活支援の機能だとか、あるいは発達障害の診療だとか、そういうことを始めることによって、そういう開放的で明るい病院を目指されるというふうに思いますけれども、やっぱり少しちょっと矛盾はしていると思うとですよ。

私も、発達障害児の子供さんの親御さんとかいろいろ見ますけれども、やっぱり精神的な病院には余り連れていきたくないとか、そういうふうな意識も高いわけですよ。地域の方がこころの医療センターをどういうふうに見ておられるのかというのはわからぬとですよけれども、やっぱりちょっと地域とは隔離したというか、余り地域との今までの接点というのがないような病院ではないかなというふうな中で、そういうふうなものを、そういう子供たちの診療をさせるような機能を持たせるというのは、親御さんとしてもちょっと不安を持たれるのではないかなと。そのギャップはどういうふうと考えてらっしゃいますか。

○向井病院事業管理者 この病院は昭和50年に富合にまいりました。やはり今も一般の県民の方がどうお思いになられるかというのはあるかもしれませんが、やはり迷惑施設的な面とやっぱりとられる方も近くにいらっしゃった。やはりそこには精神科病院の垣根が、先ほどもありましたとおり、あるように——ここを、やはり地域の方たちとより関わっていただくとか、精神科医療に対して、あるいは患者さんに対してのお気持ちを変えていただくとか、そういった意味で何とかつながりを持たせられないかと。

実は、病院の横に大きなグラウンドを持っておりまして、我々利用することもございますが、基本的には一般の県民の方に無料で活用していただく。特に、少年野球とかそういった面で相当利用されております。

また、体育館も実は持っておりますが、その体育館でも、バドミントンですとか、バレーボールとか、地域で御活用でございます。

そういうことの中で、やはりうちの患者さんと外に散歩したりなんかもされますので、少しずつでも意識を持っていただければ非常にありがたいという面で、開放型の病院というのは、1つそういった面。

あと、一般の民間の病院では、なかなか一閉鎖病棟にいらっしゃる患者さんでも、うちの病院は、できるだけ開放病棟。散歩されたり、場合によっては地域に買い物に出かけられたりとか、そういった方々に早く地域に復帰していただくこと。そういった面で開放病棟というものを非常に重要視しています、社会復帰病棟というんですけれども。そういう面で開放型といいますか、そういう捉え方でやらせていただいているというのが現状でございます。

○小早川宗弘委員 わかりました。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○林田総務経営課長 開放的なのという意味では、先日、これは毎年1年に1回なんですけれども、こころうきうき祭という、病院の毎年の秋の祭りみたいな形で、地域の方にも呼びかけをして、どうぞおいでくださいという、バザーをやったり、ステージをやったり。ステージの上に立っていただく方には、結構地元の方で踊りをされている方とかいろいろ、地元の保育園でことしは太鼓をしていただいたりとか、そんなことでできるだけ地域の方に入ってきていただくような努力もし

て、ことしも500も600もお客さんが来ていただいたというようなこともございます。そういうような努力もさせていただいているところでございます。

○小早川宗弘委員 わかりました。

○森浩二副委員長 さっきの概要版で、一般会計の繰入金が今年度からふえとるでしょう。7億7,900万。5,000万円ぐらい……（「はい」と呼ぶ者あり）下のほうには、25年から29年まで退職給付引当金の義務化分の4,500万、上のほうには、28年度における退職金にはと、28年度としてあるとですね。これはどういうふうになつとるとですかね。

○林田総務経営課長 25年度一般会計からの繰り入れがふえている件でございます。

まず、今回ふえておりますのは、制度上、退職引当金というのを盛り込むことということになったというのがございます。それは、私どもの病院局の職員が全部一度に退職をしても、それを賄えるような額を引き当てしておくようにというような制度の改正がっております。それを10年間、一度にはちょっと負担が、かなり額も大きいということで、10年間に分割をしてといいますか、10年間で繰入金に入れていただくようなことになりまして、25年度は、その分が今回5,700万ほどふえておりますけれども、その分が主にそういうことでふえているという状況でございます。

○森浩二副委員長 これは、28年度は何ですか、これ。予定4人分というのは。

○向井病院事業管理者 私のほうでよろしゅうございますか。

課長から申し上げましたけれども、公営企業の会計基準というのが改正になって、一度

に退職金相当額を引当金に積まなきゃいかぬという、そういう制度改正があったものですから、そこに対して今までうちの病院で頑張って積み立ててきた分もあります、それ以降の部分は、当面残りの部分を5年なり10年なりで一般会計から措置しようじゃないかと。当然、かつてうちの病院は一般会計におりましたので、一般会計の部分としての考え方の中で、知事部局と相談して、そういう状況で決着したところでございます。

28年度の退職引当金の4人分というのは、実は、28年度どんとやめます。人数が多いものですから、それに対して通常の予算の中で計上するのが非常に困難ですので、今引当金をためている部分の中から、この4人分は充当しますよという、それを加味したこの計画書になっているということでございます。

○森浩二副委員長 じゃあ、定年かなんかでどんとやめるんですか。

○向井病院事業管理者 はい、そうです。

○森浩二副委員長 はい、わかりました。

○松田三郎委員長 なければ、これで病院局の審査を終了いたしますが、先ほどお話に出たように、前の院長、花輪先生は、そのたび、その年度の決算委員にお手紙を書いたいただき、あるいは出席なさっているいろいろ実情も訴えられまして、きょうは医監も院長もせっかく御出席でございますので、さっき向井局長からいろいろな現状の厳しいお話もありましたが、せっかくだからこれだけは言っておきたいというのがもしおありでしたら、一言二言でも。

医監が総院長になるわけですか、組織の一で書いてありましたけれども……。

○岩谷総院長 そういう役割になっておりま

す。

○松田三郎委員長 もしありましたら、どうぞ。

○岩谷総院長 最初に、私の役割としては少し対外的な部分を受け持つというようなことがあります、総院長の役を引き受けているわけですが、もう一つは、やっぱり病院局と健康福祉部の橋渡しの役割ができればというような思いで、立場でやらせていただいております。

今いろんなお話の中で、思春期医療、随分注目されている分野になると思うんですけども、これは熊本県にとっても、特に発達障害という分野についてはなかなかそれを担当する医療機関が少ないというようなことがあります。小児期は小児期で非常に診断を求めているんだけど、なかなか診断までに時間がかかると。待機期間の長い間待たなきゃいけないというような事情もございます。

そういった中で、こころの医療センターで思春期外来が始まったわけですが、これから恐らく患者さん、今の傾向を見ていると、まだまだふえていくんじゃないかというような傾向にあると思います。

これは、どの医療機関で一手に担えればいいのかというような問題ではないと思いますので、できるだけ広い医療機関で診療できるような体制ができないかというようなことで、今県のほうでは障がい者支援課を中心に対策を検討しているところでございまして、つい先日、小児科と精神科の連携の会議というのを開催させていただきました。ここには小児科の教授、精神科の教授も委員となって検討していただくというようなことで始まったところでございますので、このこころの医療センターを含めて、県下で、できるだけ広い範囲で、全て発達障害の医療的な支援ができていければというようなことで今取り組んでい

るところでございます。

○濱元院長 一言。病院としては、収益性の高さを、今のところ3番目の問題として、今からまた目指していきたいと思っています。

それと、先ほど山口委員のほうから、医局内のサポートも大事だということを耳を痛く聞いております。院長としては、まだ30%、まだ医者として70%ぐらいで仕事をしているところですので、その辺にも気をつけながらやっていきたいと思います。

○松田三郎委員長 ありがとうございます。

これで病院局の審査を終了します。

次回の第7回委員会は、10月28日月曜日午前10時に開会し、午前に教育委員会の審査を行い、午後から環境生活部及び各種委員会等の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

どうもお世話になりました。

午後3時19分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長